

Hokuyo Investigation Report

ほくよう 調査レポート

No.279

2019
10

- 道内経済の動き
- 2019年度北海道経済の見通し<改訂>
- トップに聞く⑪ 株式会社 特殊衣料
代表取締役会長 池田 啓子 氏
代表取締役社長 池田 真裕子 氏
- 経営のアドバイス
働き方改革に伴う労働時間管理の見直しについて
- 経済コラム 北斗星
デジタル通貨「リブラ」と決済システムの行方

● 目 次 ●

道内経済の動き	1
2019年度北海道経済の見通し<改訂>	6
道内企業訪問：トップに聞く⑪ 株式会社 特殊衣料 代表取締役会長 池田 啓子 氏 代表取締役社長 池田 真裕子 氏	17
経営のアドバイス：働き方改革に伴う労働時間管理の 見直しについて	24
経済コラム 北斗星：デジタル通貨「リブラ」と 決済システムの行方	32
主要経済指標	33



道内経済の動き

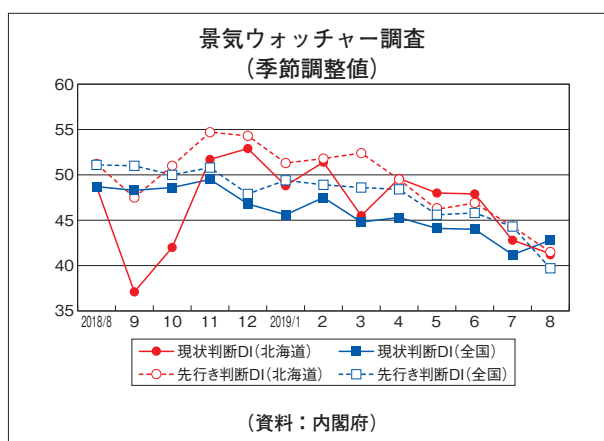
道内景気は、一部に弱い動きがみられるものの、緩やかに回復している。生産活動は弱めの動きとなっている。需要面をみると、個人消費は、一部に弱い動きがみられるものの、基調としては緩やかに持ち直している。住宅投資は弱めの動きとなっている。設備投資は、緩やかに持ち直している。公共投資は、増加している。輸出は、弱含みとなっている。観光は、来道者数、外国人入国者数ともに増勢が鈍化している。

雇用情勢は有効求人倍率の改善が続いている。企業倒産は件数が前年を上回った。消費者物価は、32か月連続で前年を上回っている。

1. 景気の現状判断DI～4か月連続で低下

景気ウォッチャー調査による、8月の景気の現状判断DI（北海道）は前月を1.5ポイント下回る41.3に低下した。横ばいを示す50を6か月連続で下回った。

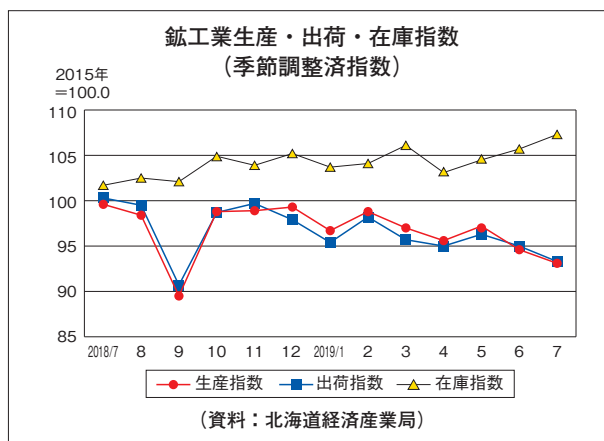
景気の先行き判断DI（北海道）は、前月を2.8ポイント下回る41.5となった。横ばいを示す50を5か月連続で下回った。



2. 鉱工業生産～2か月連続で低下

7月の鉱工業生産指数は93.1（季節調整済指数、前月比▲1.6%）と2か月連続で低下した。前年比（原指数）では▲5.3%と5か月連続で低下した。

業種別では、化学・石油石炭製品工業等9業種が前月比低下となった。電気機械工業等6業種が前月比上昇となった。

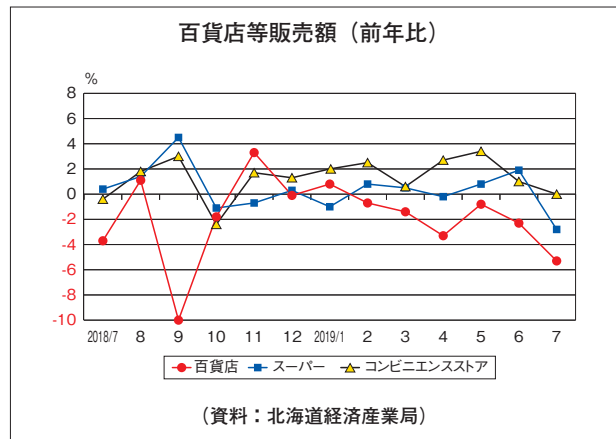


3. 百貨店等販売額～3か月ぶりに減少

7月の百貨店・スーパー販売額（全店ベース、前年比▲3.2%）は、3か月ぶりに前年を下回った。

百貨店（前年比▲5.2%）、スーパー（同▲2.7%）ともに、すべての品目が前年を下回った。

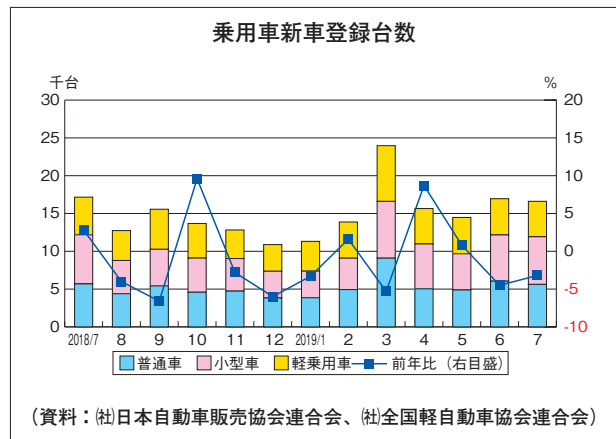
コンビニエンスストア（前年比+0.1%）は、9か月連続で前年を上回った。



4. 乗用車新車登録台数～2か月連続で減少

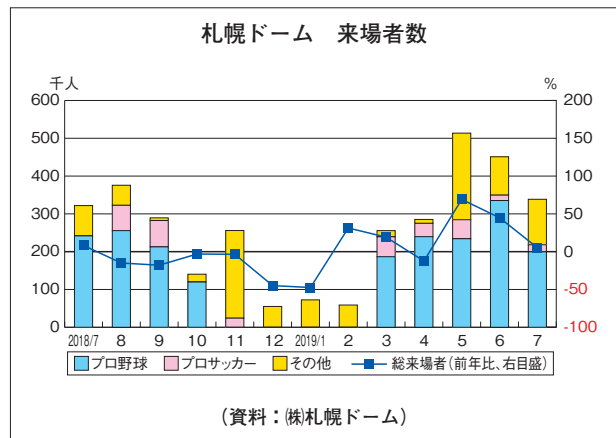
7月の乗用車新車登録台数は、16,610台（前年比▲3.2%）と2か月連続で前年を下回った。車種別では、普通車（同▲1.1%）、小型車（同▲3.1%）、軽乗用車（同▲5.9%）となった。

4～7月累計では、63,693台（前年比+0.0%）となった。内訳は普通車（同+6.0%）、小型車（同▲3.9%）、軽乗用車（同▲1.4%）となった。



5. 札幌ドーム来場者～3か月連続で増加

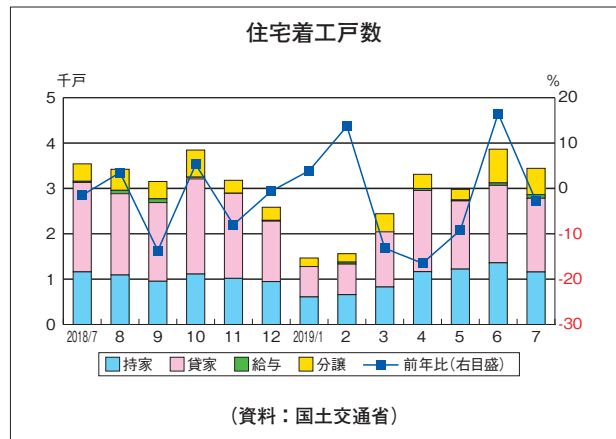
7月の札幌ドームへの来場者数は、339千人（前年比+5.2%）と3か月連続で前年を上回った。内訳は、プロ野球200千人（同▲17.4%）、サッカー19千人（同全増）、その他120千人（同+50.2%）だった。



6. 住宅投資～2か月ぶりに減少

7月の住宅着工数は3,443戸（前年比▲2.8%）と2か月ぶりに前年を下回った。利用関係別では、持家（同▲0.2%）、貸家（同▲17.6%）、給与（同+216.0%）、分譲（同+50.9%）となった。

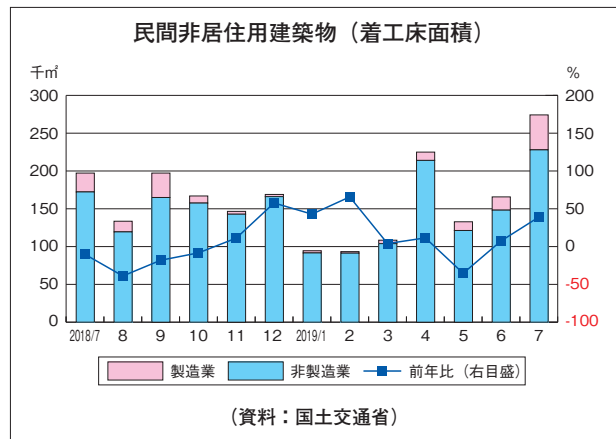
4～7月累計では13,598戸（前年比▲3.6%）と前年を下回った。利用関係別では、持家（+8.3%）、貸家（同▲18.6%）、給与（同+25.5%）、分譲（同+46.2%）となった。



7. 建築物着工床面積～2か月連続で増加

7月の民間非居住用建築物着工面積は、274,186㎡（前年比+39.0%）と2か月連続で前年を上回った。業種別では、製造業（同+85.3%）、非製造業（同+32.3%）であった。

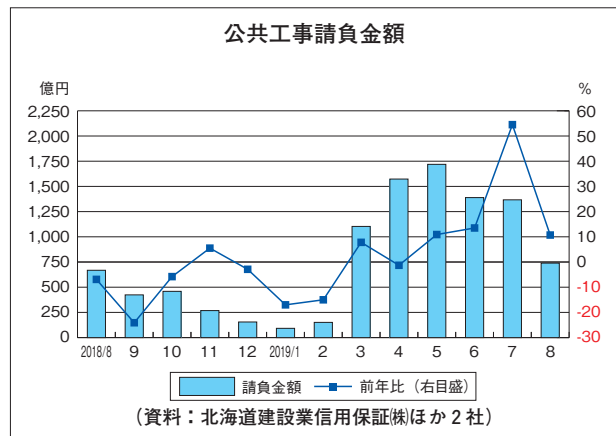
4～7月累計では、797,713㎡（前年比+5.1%）と前年を上回っている。業種別では、製造業（同+18.0%）、非製造業（同+3.8%）となった。



8. 公共投資～4か月連続で増加

8月の公共工事請負金額は739億円（前年比+10.7%）と4か月連続で前年を上回った。

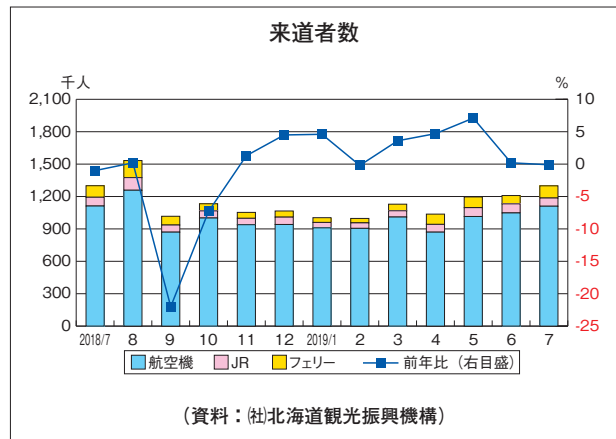
発注者別では、国（同+49.2%）、市町村（同+11.2%）が前年を上回った。独立行政法人（同▲86.3%）、道（同▲1.0%）、地方公社（同▲73.2%）、その他（同▲13.4%）が前年を下回った。



9. 来道者数～5か月ぶりに減少

7月の国内輸送機関利用による来道者数は、1,299千人（前年比▲0.1%）と5か月ぶりに前年を下回った。輸送機関別では、航空機（同▲0.1%）、JR（同▲6.4%）、フェリー（同+5.4%）となった。

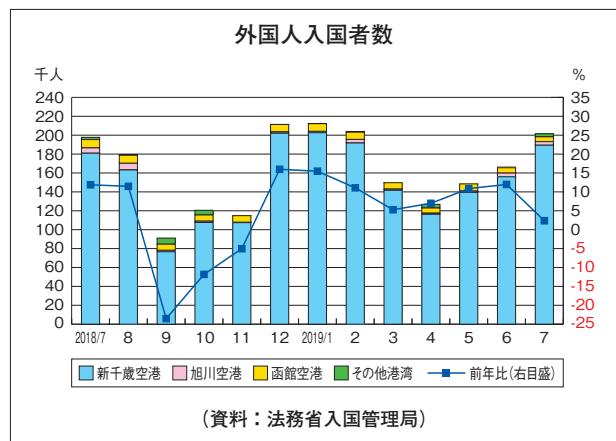
4～7月累計では、4,742千人（同+2.7%）と前年を上回っている。



10. 外国人入国者数～8か月連続で増加

7月の道内空港・港湾への外国人入国者数は、201,460人（前年比+1.9%）と8か月連続で前年を上回った。4～7月累計では、643,159人（同+7.1%）と前年を上回っている。

空港・港湾別では、新千歳空港が189,387人（前年比+4.7%）、旭川空港が3,781人（同▲32.6%）、函館空港が5,080人（同▲42.4%）だった。



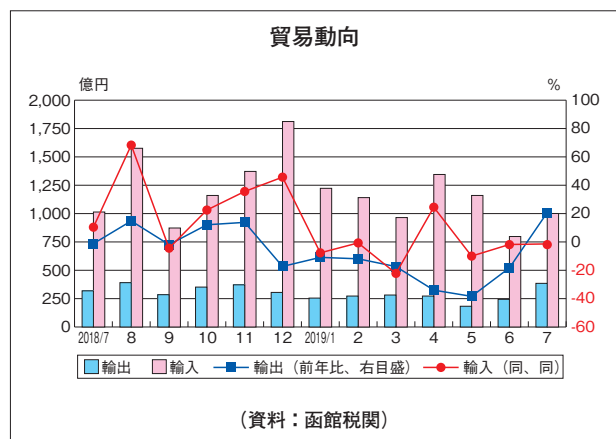
11. 貿易動向～輸出が8か月ぶりに増加

7月の貿易額は、輸出が前年比+20.7%の385億円、輸入が同▲1.4%の1,001億円だった。

輸出は、再輸出品、電気機器、魚介類・同調製品などが増加した。

輸入は、石油製品、肥料、鉄鉱石などが減少した。

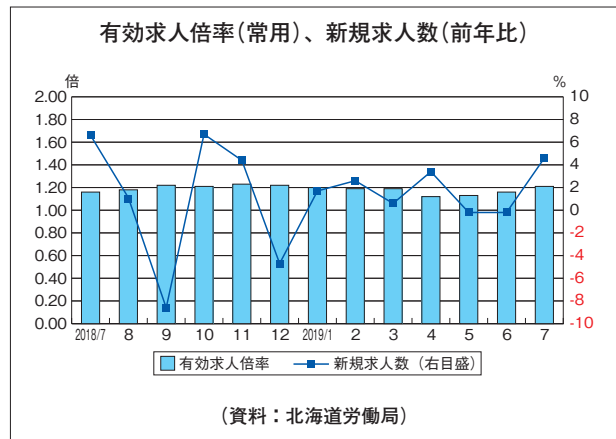
輸出は、4～7月累計では1,085億円（前年比▲18.3%）と前年を下回っている。



12. 雇用情勢～改善が進んでいる

7月の有効求人倍率（パートを含む常用）は、1.21倍（前年比+0.05ポイント）と114か月連続で前年を上回った。

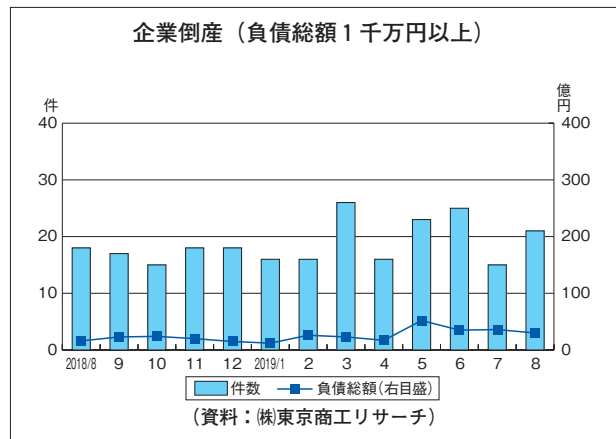
新規求人数は、前年比+4.6%と3か月ぶりに前年を上回った。業種別では、医療・福祉（同+6.1%）、宿泊業・飲食サービス業（同+16.6%）などが前年を上回った。運輸業・郵便業（同▲3.4%）などが前年を下回った。



13. 倒産動向～件数は2か月ぶりに増加

8月の企業倒産は、件数が21件（前年比+16.7%）、負債総額が30億円（同+93.5%）だった。件数は2か月ぶりに前年を上回った。

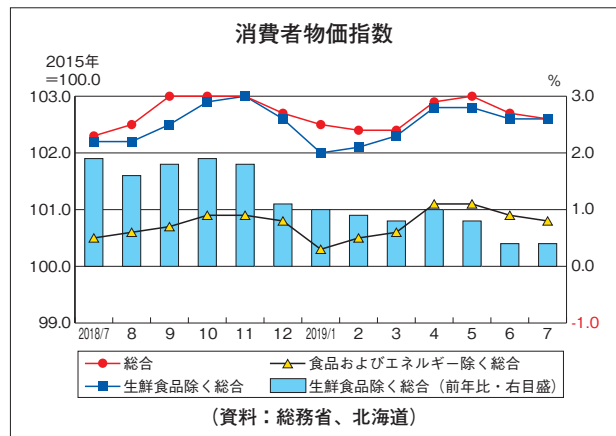
業種別ではサービス・他が6件、卸売業が5件などとなった。



14. 消費者物価指数～32か月連続で前年を上回る

7月の消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）は、102.6（前月比±0.0%）となった。前年比は+0.4%と、32か月連続で前年を上回った。

生活関連重要商品等の価格について、7月の動向をみると、食料品・日用雑貨等の価格は、おおむね安定している。石油製品の価格は調査基準日（7月10日）時点で前月比、灯油・ガソリン価格ともに値下がりした。





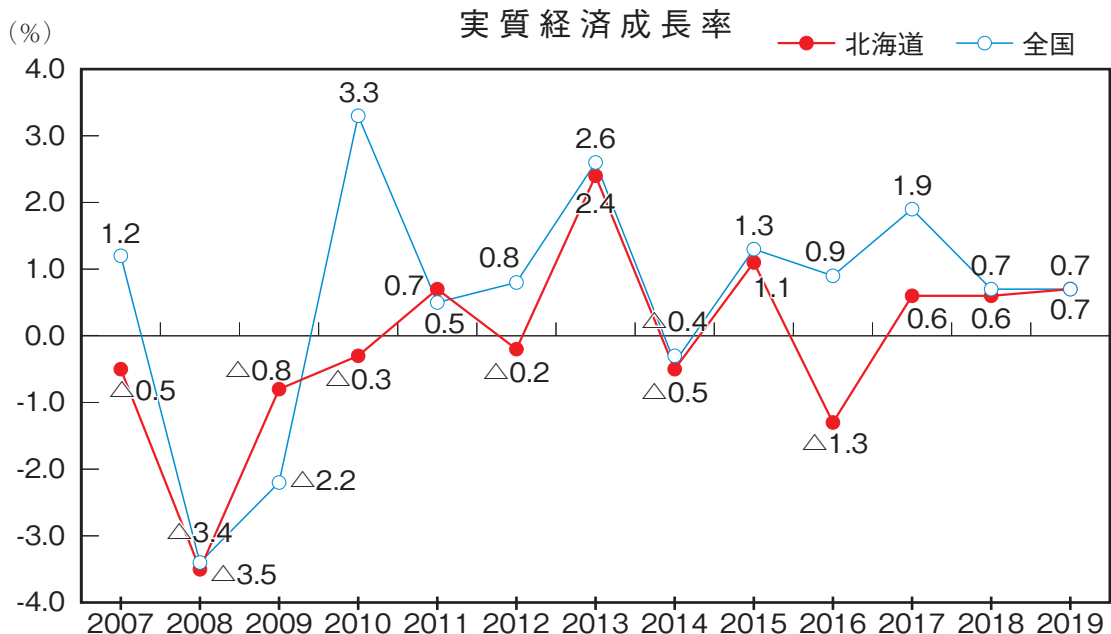
2019年度北海道経済の見通し

<改訂>

要約

北海道経済の現状は、緩やかに回復している。個人消費は一部に弱い動きがみられるものの、緩やかに持ち直している。設備投資は緩やかに持ち直している。住宅投資は弱含みとなっている。公共投資は、持ち直しの動きがみられる。この間、景況感の現状判断は横ばい圏内の動きとなっている。

2019年度の北海道経済を需要項目別に展望すると、個人消費は、雇用・所得環境の改善が下支えする一方で、消費税増税への各種経済対策が講じられ影響は限定的となるものの消費税増税の影響が見られ、持ち直しのペースは鈍化しよう。住宅投資は、消費税増税前の駆け込みを背景に持家・分譲戸建を中心に増加するものの、金融環境の変化などによる貸家減少の影響が大きく弱含みで推移しよう。設備投資は、大型競争力増強投資や建設投資が牽引し高水準で推移しよう。公共投資は、北海道胆振東部地震の災害復旧・復興工事本格化などにより、前年を上回ろう。米中貿易摩擦などによる海外ならびに国内経済の減速や、道内需要の増加から、移輸出のマイナス幅は拡大しよう。この結果、実質経済成長率は0.7% (2018年度0.6%)、名目経済成長率は1.5% (同0.6%)となろう。



(注) 1. 全国は内閣府調べ。2019年度は日本銀行政策委員「大勢見通し」(7月時点)の中央値。(年度)
 2. 北海道は北海道経済部調べ。2017年度以降は当行推計。
 3. 平成23年暦年連鎖価格方式。

1. 2019年度北海道経済の概況

(1) 国内経済の動向

現状の国内経済は1～3月期の国内総生産(四半期別GDP・2次速報値)が前期比0.6%増(年率+2.2%)となるなど、景気は緩やかに回復している(図表1)。人手不足を背景とした雇用環境改善や賃上げによる所得環境の改善により個人消費は持ち直している。住宅投資は、持家が下支えしおおむね横ばいで推移している。民間企業設備は、機械投資に弱さがみられるものの、高水準の企業収益や人手不足などを背景として緩やかに持ち直している。輸出は、中国経済の減速や世界的な情報関連材需要の一服から減速感がみられる。

先行きについて、個人消費は、2019年10月の消費税増税が重荷となり伸びは鈍化するものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで緩やかな持ち直しが続くことが見込まれる。住宅投資は、横ばい圏で推移しよう。設備投資は、人手不足を背景とした省人化投資や研究開発投資を中心に、引き続き緩やかに増加しよう。公共投資は、2018年度補正予算の押し上げ効果や、消費税増税対策などから底堅く推移しよう。輸出は、アジア向けの輸出減少を背景に弱含みで推移しよう。

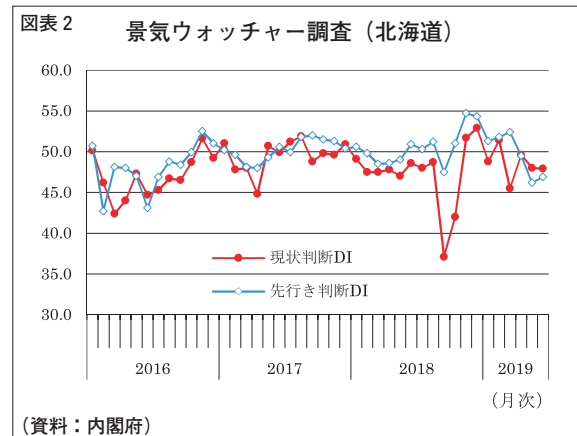
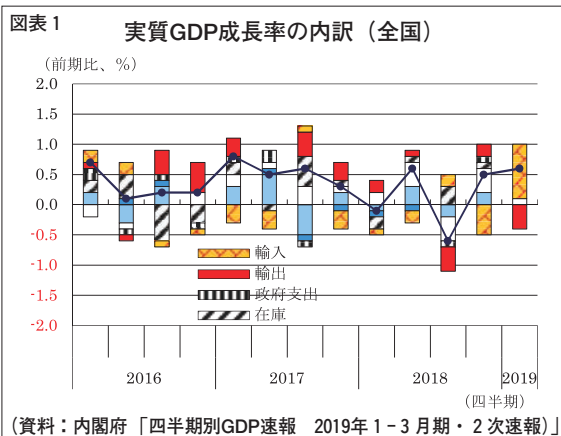
これらのことから、国内経済は緩やかな回

復が続くものとみられる。もっとも、米政権の保護主義的な通商政策の進展や、中国経済をはじめとした海外経済の動きや不確実性には注意が必要である。

(2) 北海道経済の動向

現状の北海道経済は、緩やかに回復している。個人消費は、一部に弱い動きがみられるものの、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかに持ち直している。設備投資は緩やかに持ち直している。住宅投資は弱含みとなっている。公共投資は持ち直しの動きがみられる。内閣府が発表した本年6月の『景気ウォッチャー調査』では、北海道の景気の現状判断DIは大型連休における支出増の反動などにより5月から0.1ポイント低下し47.9となった。また、景気の先行き判断DIは5月から0.7ポイント上昇の46.9となっている(図表2)。

今後を展望すると、個人消費は、消費税増税の前後で駆け込み需要とその反動から振れが見込まれるものの、今回の引上げが2%ポイントと2014年と比較し小幅であることや、軽減税率導入のほか各種対策が講じられることから、消費税増税の影響は限定的とみられ、緩やかな持ち直しが続こう。もっとも、消費税増税に伴い実質賃金が減少することか



ら、持ち直しのテンポは鈍化しよう。住宅投資は、消費税増税前の駆け込みを背景に持家・分譲戸建を中心に増加するものの、金融環境の変化などによる貸家減少の影響が大きく弱含みで推移しよう。設備投資は、大型競争力増強投資や建設投資が牽引し高水準で推移しよう。公共投資は、台風などの大雨被害や北海道胆振東部地震の復旧・復興工事などが本格化し前年を上回ろう。観光関連では、外国人観光客の増勢が続き、好調を維持しよう。

物価の動向をみると、エネルギー価格上昇に伴い、消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）は2016年12月以降前年を上回る月が続いている（図表3、4）。

物価の先行きを展望すると、消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）を押し上げてきた

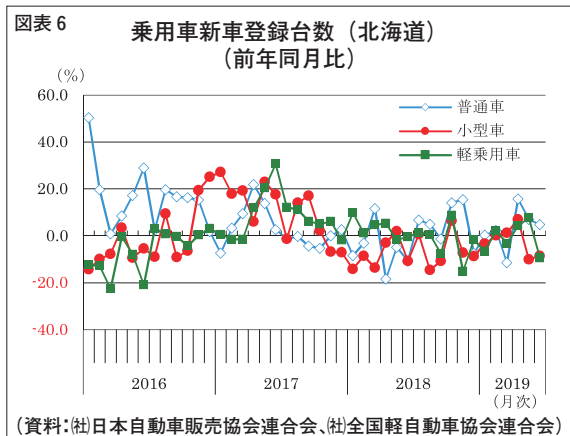
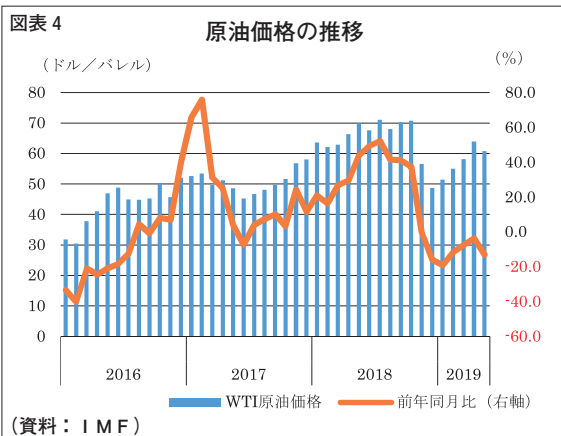
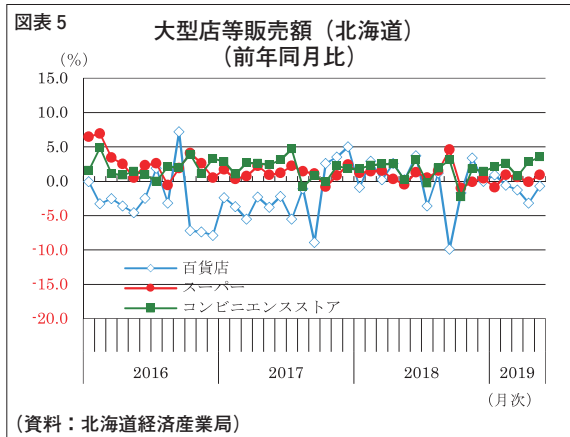
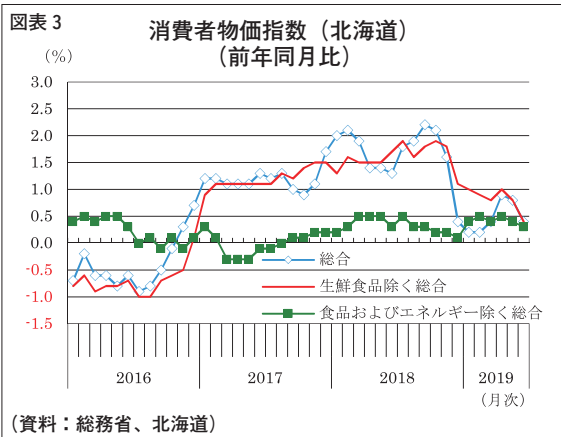
エネルギー価格の上昇が一服していることや、携帯電話料金の引き下げ、幼児教育・保育無償化などが物価を押し下げることから、消費税増税の影響を除く物価上昇のペースは緩慢なものにとどまろう。

以上のような経済状況を勘案すると、2019年度の道内経済成長率は実質成長率0.7%（2018年度0.6%）、名目成長率1.5%（同0.6%）となり、3年連続のプラス成長となるろう。

2. 道内総生産（支出側）の動向

（1）民間最終消費支出

足元の状況をみると、一部に弱い動きがみられるものの、スーパーやコンビニ、ドラッグストアなど幅広い業態で、販売額は前年を上回る水準が続いている（図表5、6）。

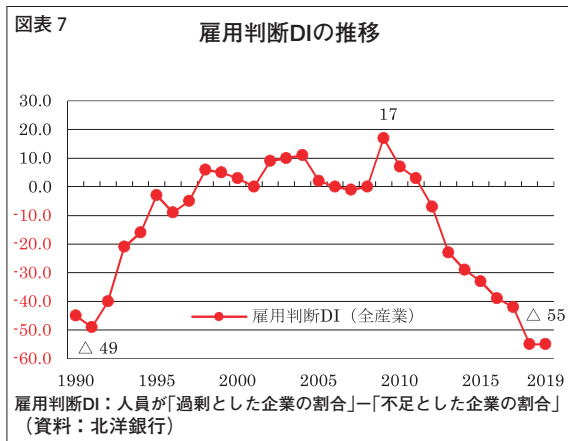


もっとも、輸出に含まれる外国人観光客への販売額が実績に含まれていることには留意が必要である。

個人消費に影響を与える道内の雇用・所得環境について概観すると、当行が本年2月から3月にかけて行った『雇用動向に関する調査』において、雇用の過不足感を示す「雇用人員判断DI（過剰企業割合－不足企業割合）」は△55と、バブル期ピーク（1991年△49）を超える結果となった前年から横ばいとなり、人手不足感は高止まりしている（図表7、8）。企業の人手不足感が一段と強まる中で、有効求人倍率は8年以上にわたって前年を上回っている。これらの動きを受けて、雇用環境は引き続き改善が続こう（図表9）。

所得環境については、人員確保の観点から

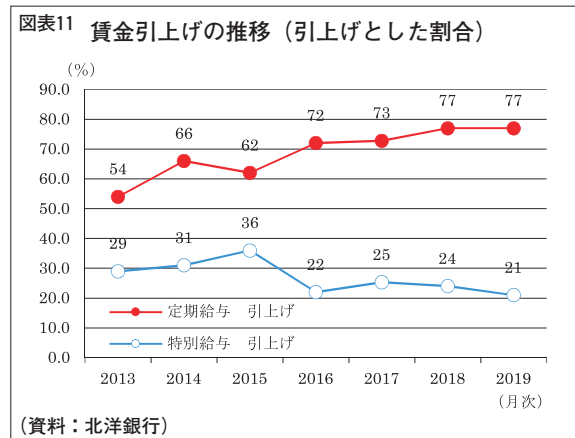
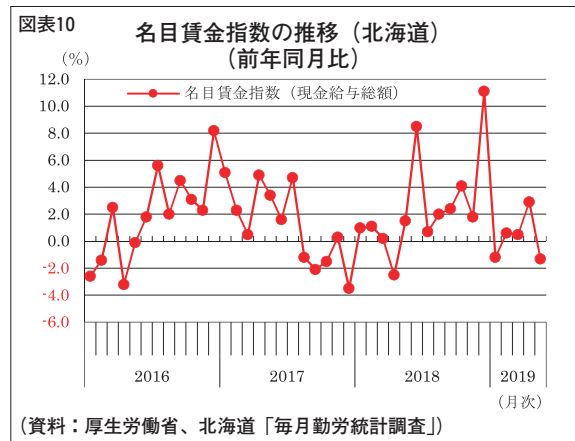
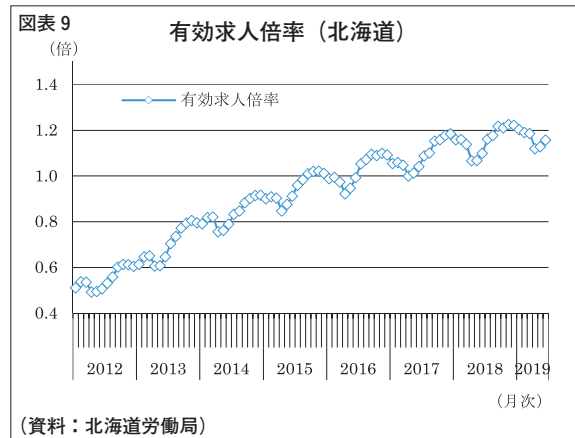
賃上げによる従業員の待遇改善の動きが幅広い業種で広がっていることを受け、現金給与総額は前年上回りが続いている（図表10）。当行が本年5月から6月にかけて行った『賃金動向に関する調査』においても、今年度、定期給与（基本給・諸手当等）を引上げ予定の割合は77%と前年から横ばいとなり、高止



図表8 業種別の人員過不足感

（項目）	全産業	製造業	非製造業
過剰	2	4	2
適正である	41	50	37
不足	57	46	61
雇用人員判断DI	▲55	▲42	▲59
（前年同時期）	▲55	▲44	▲60

雇用人員判断DI：人員が「過剰とした企業の割合」－「不足とした企業の割合」
（資料：北洋銀行「道内企業の雇用の現状等について」）



まりしている。一方、特別給与（賞与・期末手当等）を引上げ予定の割合は前年から3ポイント低下し一服感がみられる（図表11）。また、本年7月中央最低賃金審議会は2019年度の地域別最低賃金の目安を答申しており（北海道は26円引き上げて861円/時）、雇用環境の改善を通じて道内の雇用者所得増加に寄与しよう。

現在の人手不足の状況を鑑みれば、雇用・所得環境は今後も改善が見込まれるが、一方で、食品価格の上昇や海外経済の先行き不透明感、特別給与の伸び悩みなどが、消費者マインドを下押しすることが懸念される。あわせて、2019年10月に予定されている消費税増税については、各種対策により大幅な景気減速は回避され影響は限定的と見込まれるが、実質賃金の減少が個人消費の伸びを抑制しよう。

以上のように、雇用・所得環境の改善が下支えとなり、個人消費は底堅く推移するものの、消費者マインドの低下や消費税増税の影響から、前年に比べ持ち直しのペースは鈍化することが見込まれる。

この結果、民間最終消費支出は、実質成長率0.3%、名目成長率0.8%となろう。

（2）政府最終消費支出

2019年1月1日の住民基本台帳によると、北海道の高齢者（65歳以上）人口は前年比1.4%増加し、総人口に占める割合も30.9%と一段と高齢化が進んでいる。これを受け、政府最終消費支出の約4割を占める現物社会給付（医療費・介護費）は漸増が見込まれる。

また、人事院は2019年度の国家公務員給与について引き上げを勧告する方針である（2018年度は月例給0.16%、ボーナス0.05カ

月の引き上げ）。これを受け、2019年度の道職員や市町村職員の給与引き上げも見込まれ、政府最終消費支出を押し上げよう。

この結果、政府最終消費支出は、実質成長率0.8%、名目成長率1.6%となろう。

（3）住宅投資

2019年4～6月の新設住宅着工戸数は、前年比▲3.9%と前年を下回る水準で推移している。特に貸家（前年比▲18.9%）が大きく減少している。持家、分譲戸建を中心に、本年10月に予定されている消費税増税に伴う駆け込み需要が見られるが、消費増税後に反動減が見込まれることや、住宅投資を牽引してきた貸家着工に後退がみられ、2019年度の住宅投資は前年度に比べ減少しよう。

2019年度について住宅投資を利用目的別に展望すると、貸家は、金融環境の変化や、ここ数年の建築拡大により供給過剰感がみられることから、前年を下回ろう。持家および分譲戸建は、現状の金融政策が継続され住宅ローン金利が引き続き低位で推移することが見込まれることや、雇用・所得環境の持続的改善を下支えとして持ち直そう。これらを受け、消費税増税前後で振れは伴うものの、前年を幾分上回ろう。分譲マンションについても、用地取得費用、人件費・労務費や資材価格の上昇を背景とした販売価格の高止まりが重荷となるものの、大規模開発に伴う着工増もあり着工戸数は持ち直しが見込まれる。

これらを勘案すると、住宅着工戸数は、持家が11,975戸、貸家が17,502戸、分譲が4,189戸（分譲マンション1,832戸、分譲戸建2,357戸）、給与（社宅）が375戸、合計34,041戸となり、2018年度実績（35,761戸）を1,720戸下回ろう。（図表12、13）

この結果、住宅投資は、実質成長率▲

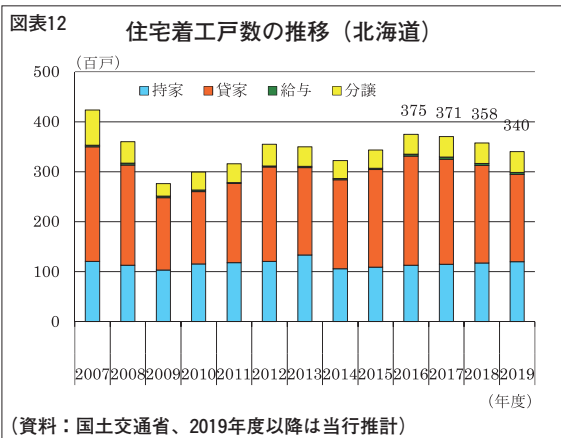
7.2%、名目成長率▲5.9%となろう。

(4) 設備投資

先行指標である2019年4～6月累計の民間非居住用建築物の工事費予定額は、前年を6.8%下回って推移しており、足元では一服感がみられる(図表14)。もっとも、現状で

はインバウンドの増加に対応したホテルの新築・改装が相次ぐなど、北海道の主力産業である観光関連業種での設備投資が多くみられる。また、札幌市をはじめ道内中核都市で複数の再開発事業が進行中であるほか、エネルギー分野では、再生可能エネルギー利用を目的とした投資もみられる(図表15)。

2019年度を展望すると、2019年6月に日本政策投資銀行北海道支店が行った『北海道地域設備投資計画調査』(原則、資本金1億円以上の民間企業が対象)によると、2019年度の道内設備投資計画は全産業で前年比11.6%増となっている(製造業・同+27.8%、非製造業・同+7.7%)(図表16)。製造業では、新製品へ対応するための「輸送用機械」や、改修工事のある「鉄鋼・非鉄金属」などが増加。非製造業では、ビル施設整備等から「不動



図表13 利用目的別の住宅着工戸数

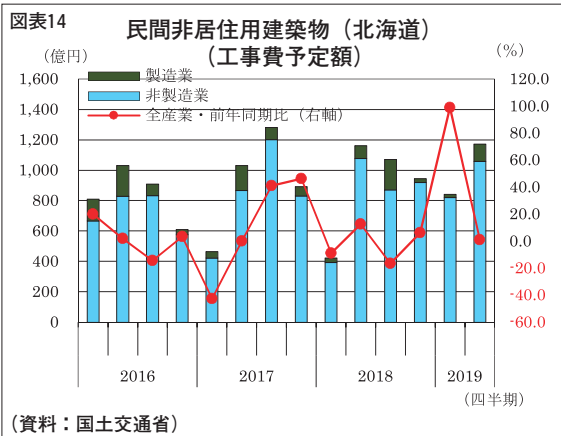
利用目的	2018年度	2019年度	前年度比
計	35,761	34,041	▲1,720
持家	11,740	11,975	235
貸家	19,535	17,502	▲2,033
給与住宅	419	375	▲44
分譲住宅	4,067	4,189	122
(うちマンション)	1,744	1,832	88
(うち一戸建)	2,311	2,357	46

(資料:国土交通省、2019年度は当行推計)
※長屋建等、利用目的別に分類されない構造物があるため、分譲住宅の合計は一致しない場合がある

図表15 道内での設備投資、再開発

地区	主要用途	事業規模
日高	風力発電	1,200億円
道央	洋上風力発電	700億円
千歳	空港施設、ホテル	518億円
道北	風力発電、送電網	500億円
不明	輸送用機械、鉄鋼・非鉄金属	561億円
新さっぽろ駅周辺再開発	店舗・共同住宅など	500億円
南2西3南西再開発	店舗・共同住宅など	240億円
北3東11周辺再開発	店舗・共同住宅など	230億円
苗穂駅北口再開発	店舗・共同住宅など	100億円

(資料:新聞報道、市町村ホームページ、日本政策投資銀行などを基に当行作成)



図表16 2019年度業種別設備投資の動向

	2018年度実績	2019年度計画	増減率
全産業	4,379	4,888	11.6
(除く電力)	(3,065)	(3,765)	(22.9)
製造業	846	1,082	27.8
非製造業	3,533	3,806	7.7
(除く電力)	(2,219)	(2,684)	(21.0)

(資料:日本政策投資銀行)

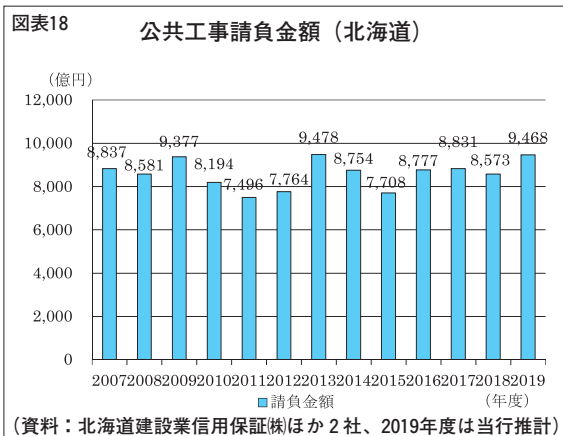
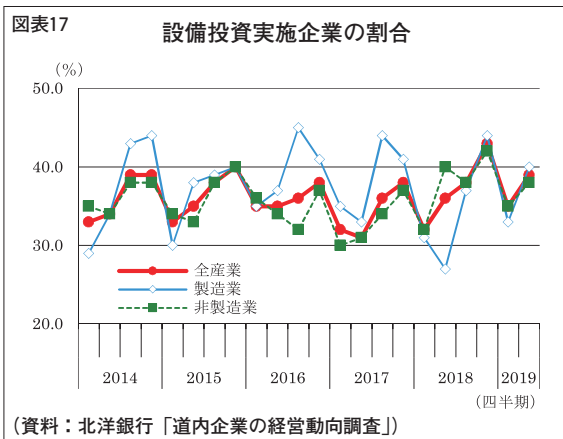
産」などが増加の見通しである。

また、当行が本年5月から6月にかけて行った『道内企業の経営動向調査』では、中小企業の設備投資実施割合も増加基調となっている(図表17)。2019年度の道内設備投資は、大・中堅企業の大型投資による押し上げ効果や、インバウンドの増加や人手不足などを背景に増加しよう。

この結果、設備投資は、実質成長率4.8%、名目成長率5.1%となる。

(5) 公共投資

足元の公共工事請負金額をみると、北海道胆振東部地震の復旧・復興工事の執行が本格化し、2019年4～6月の累計金額は前年比7.2%増加している。2019年度については、北海道開発事業費(当初予算)は、消費税引



き上げによる経済への影響の平準化に向けた「臨時・特別の措置」等により前年比14.7%増となっている。また、2018年度の補正予算の執行についても2019年度に本格化する。足元では、昨今の人手不足などから事業によって入札の不調・不落も見られるが、要件・設計の変更や通年施工の取組などが図られており、2019年度の公共投資は前年を大きく上回ろう(図表18、19)。

この結果、公共投資は、実質経済成長率9.2%、名目成長率10.4%となる。

(6) 域際取引

(A) 移輸出

2019年4～6月の貿易統計(函館税関)をみると、財の輸出は、「自動車の部分品」「有機化合物」「魚介類・同調製品」などが減少し、前年を30.7%下回って推移している。

2019年度については、「自動車の部分品」は北米への生産シフトの影響を受け減少しよう。「有機化合物」は化学品工場の生産停止の影響を受け減少しよう。「魚介類・同調製品」は魚種によって漁獲量の変動はあるが、単価の上昇が減産を補うことで増加しよう。加えて、米中貿易摩擦により中国経済に減速がみられるなど、海外経済の不透明感の高まりは、アジア向け輸出の重荷となる。国内向

図表19 2019年度北海道開発予算 (百万円)

事項	2019年度予算額				対前年度倍率
	通常分	対前年度倍率	臨時・特別の措置	合計	
北海道開発事業費	554,601	1.02	70,385	624,986	1.15

(資料：国土交通省)

けの財の移出も、わが国の外需及び内需が米中貿易摩擦や消費税増税の影響から減速することが見込まれ、増加ペースは鈍化しよう。

一方、観光関連では、新規航空路線の開設や、ホテルなどの受入れ施設の整備進展のほか、5月の大型連休やラグビーワールドカップの開催が追い風となり、来道客・インバウンドの消費を押し上げよう（図表20、21、22）。もっとも、日韓関係の冷え込みから、韓国からの訪日外国人来道者数（2017年度63.9万人、構成比22.9%）の推移については注意が必要である。

(B) 移輸入

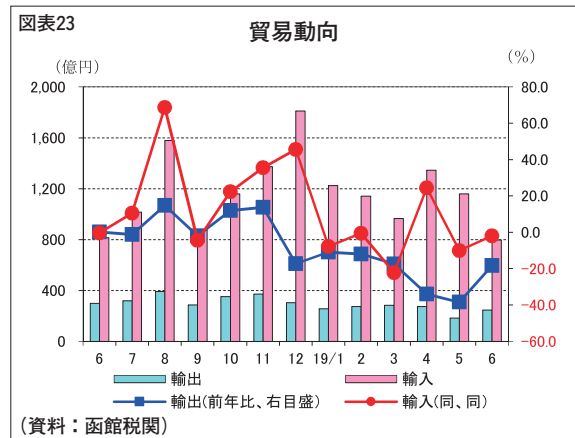
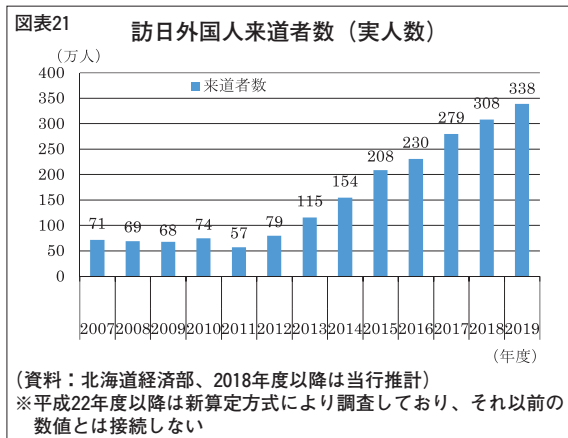
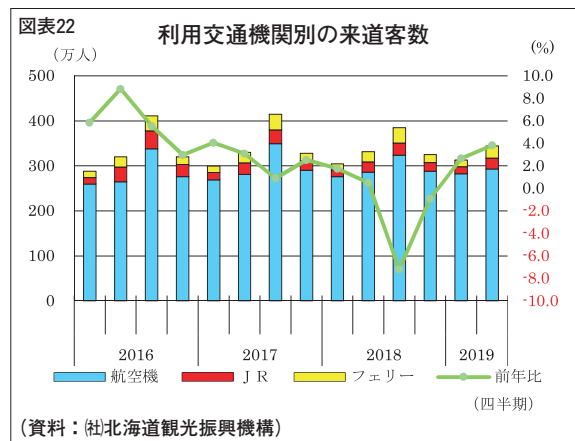
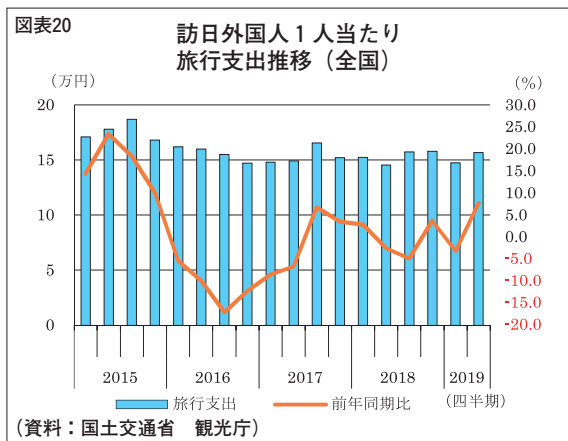
2019年4～6月の貿易統計（函館税関）をみると、財の輸入は、「航空機類」「石油ガス類」などが増加し、前年を3.8%上回っている

る（図表23）。なお、「航空機類」の増加額197億円はほぼ全増となっており、これを除いた推移でみると前年を下回る動きとなっている。

2019年度を展望すると、輸入の大きなウェイトを占める鉱物性燃料が、化学品工場の業態転換により輸入減少が見込まれることや、原油価格上昇に伴う押し上げ効果の剥落により、輸入は弱含みで推移しよう。

一方、移入は道内需要（個人消費・漸増見通しの政府最終消費支出・災害復旧等に伴う公共投資・高水準の設備投資など）の持ち直しにより前年を上回ろう。

この結果、財貨サービスの移出入（純）は、実質経済成長率△4.4%、名目成長率△3.7%となる。



3. 道内総生産（生産側）の動向

（1）一次産業

農業の耕作部門は、昨年度の天候不順により収穫量が落ち込んだこともあり、作況が平年並みとすると前年を上回ろう。また、米や小麦など道産品の人気を背景に価格も上昇し生産額も増加しよう。畜産部門では、生乳は前年の北海道胆振東部地震の影響が解消していることや搾乳牛の増加により生産量は前年上回りが見込まれる。総じてみれば、農業総生産は前年比3.1%増となろう。

水産業は、主要魚種であるホタテガイが過年度の道東地域における台風被害の影響がなくなったことから水揚げは増加しよう。また秋サケの漁獲量も前年を上回ろう。一方、各水産試験場などの資料より、サンマ、スルメイカの漁獲量は前年を下回ることが見込まれるが、道内産水産物の需要は高く単価の上昇が減産を補うことが予想される。総じてみれば水産業の総生産は前年比0.5%増となろう。

この結果、一次産業は前年比2.5%増となろう。

（2）二次産業

製造業は、道内公共投資や設備投資の増加に伴い「金属製品」「窯業・土石製品」など増加が見込まれる。また、ウエイトの高い「食料品製造業」は乳製品の設備稼働が年度後半に予定されており生産量は増加しよう。一方、「化学工業」「パルプ・紙」は工場閉鎖や生産ラインの縮小が下押しし生産額は減少しよう。総じてみれば製造業の総生産は前年比△0.8%となろう。

建設業については、住宅は持家・分譲戸建の着工戸数の増加を見込むが、貸家の着工戸数の減少を補うまでには至らず、住宅着工戸

数は減少しよう。民間設備投資は、札幌を中心とした再開発事業が続いており増加しよう。また、公共工事は北海道胆振東部地震の復旧・復興工事の本格化や消費税対策の「臨時・特別の措置」に伴う工事の増加から大きな伸びが見込まれ、建設業の総生産は前年比4.0%増となろう。

この結果、二次産業の総生産は前年比1.2%増となろう。

（3）三次産業

卸売・小売業は、雇用・所得環境の改善が続くなか個人消費は底堅く推移すると見込まれる。もっとも、消費税増税の影響は軽減税率導入や各種経済対策が講じられることから限定的とみられるが、消費税増税後の実質所得の減少から伸びは鈍化しよう。

インバウンド消費関連の小売業や、北海道胆振地震の災害復旧工事の本格化により建設関連卸売業が増加しよう。

観光関連の宿泊・飲食サービス業や旅客運輸業は、来道者数が堅調に推移していることや、外国人観光客が好調を維持していること、また、5月の大型連休やラクビーワールドカップなどのイベント開催も追い風になり前年を上回ろう。

情報通信業は、携帯電話料金の値下げの影響はあるものの、企業のICT投資やIoT、セキュリティなどの需要拡大が見込まれ、底堅く推移しよう。

保健衛生・社会事業は、高齢化の進展に伴い安定した推移が続こう。

この結果、三次産業の総生産は前年比1.5%増となろう。

統計表1 道内総生産（支出側）

(単位：億円、%)

項 目	名 目 値 () 内は前年度比伸び率			実 質 成 長 率		
	2017年度 (実績見込み)	2018年度 (実績見込み)	2019年度 (見通し)	2017年度	2018年度	2019年度
民間最終 消費支出	120,900 (1.6)	122,010 (0.9)	122,947 (0.8)	1.3	0.6	0.3
政府最終 消費支出	50,878 (1.0)	51,391 (1.0)	52,191 (1.6)	0.4	0.9	0.8
総固定 資本形成	37,415 (△1.9)	37,002 (△1.1)	39,090 (5.6)	△3.2	△2.3	4.8
住宅投資	5,876 (4.9)	5,520 (△6.1)	5,196 (△5.9)	3.1	△7.7	△7.2
設備投資	15,959 (△7.8)	16,411 (2.8)	17,248 (5.1)	△8.5	2.0	4.8
公共投資	15,580 (2.4)	15,071 (△3.3)	16,646 (10.4)	0.5	△5.0	9.2
財貨・サー ビスの移出入 (純)	△25,096 (△1.3)	△25,246 (△0.6)	△26,184 (△3.7)	2.9	2.7	△4.4
道内総生産 (支出側)	191,421 (0.7)	192,481 (0.6)	195,369 (1.5)	0.6	0.6	0.7

統計上の不突合、在庫増を除いているので合計は道内総生産と一致しない。

統計表2 実質成長率の増加寄与度

(単位：%)

項 目	2017年度	2018年度	2019年度
民間最終消費支出	0.9	0.4	0.2
政府最終消費支出	0.1	0.2	0.2
総固定資本形成	△0.7	△0.5	0.9
住宅投資	0.1	△0.2	△0.2
設備投資	△0.8	0.2	0.4
公共投資	0.0	△0.4	0.7
財貨サービスの移出入 (純)	0.4	0.4	△0.6
道内総生産（支出側）	0.6	0.6	0.7

統計上の不突合、在庫増を除いているので合計は道内総生産と一致しない。

統計表3 道内総生産（生産側）

（単位：億円、％）

項 目	2017年度 (実績見込み)	2018年度 (実績見込み)	2019年度 (見通し)	前 年 度 比 伸 び 率		
				2017年度	2018年度	2019年度
一次産業	8,593	8,523	8,734	0.1	△0.8	2.5
農 業	6,508	6,464	6,665	1.5	△0.7	3.1
林 業	245	236	237	0.5	△3.6	0.3
水 産 業	1,841	1,823	1,833	△4.8	△1.0	0.5
二次産業	33,441	33,130	33,530	0.1	△0.9	1.2
鉱 業	209	208	209	△1.9	△0.7	0.4
製 造 業	19,280	18,982	18,830	0.4	△1.5	△0.8
建 設 業	13,952	13,940	14,492	△0.3	△0.1	4.0
三次産業	148,133	149,571	151,834	0.8	1.0	1.5
電気・ガス・水道・ 廃棄物処理業	5,724	5,677	5,708	△1.4	△0.8	0.5
卸売・小売業	24,507	24,868	25,223	1.0	1.5	1.4
運輸・郵便業	14,212	14,448	14,797	1.1	1.7	2.4
宿泊・飲食 サービス業	5,442	5,379	5,455	1.4	△1.1	1.4
情報通信業	7,059	7,072	7,142	0.9	0.2	1.0
金融・保険業	5,719	5,700	5,742	△0.2	△0.3	0.7
不 動 産 業	21,109	21,582	21,941	0.8	2.2	1.7
専門・科学技術、 業務支援サービス業	14,516	14,635	14,897	0.4	0.8	1.8
公 務	13,991	14,131	14,357	1.9	1.0	1.6
教 育	8,347	8,306	8,287	0.3	△0.5	△0.2
保健衛生・ 社会事業	19,169	19,385	19,846	1.0	1.1	2.4
その 他 の サービス	8,338	8,388	8,438	0.4	0.6	0.6
道内総生産 (生産側)	191,421	192,481	195,369	0.7	0.6	1.5

四捨五入の関係や輸入品に課される税・関税、資本形成に係る消費税等を除いているので、合計は道内総生産と一致しない。

トップに聞く⑪ 株式会社 特殊衣料



代表取締役会長 池田 啓子 氏

代表取締役社長 池田 真裕子 氏

昭和56年に叔父さまが株式会社特殊衣料を設立。池田啓子氏は59年に入社。お客様の思いにしっかりと応えたいと奮闘する中、様々な人との出会いから新たな取組みが次々と生まれていく。

今回は、安全性とデザイン性に優れた保護帽「アポネット」を開発された池田会長と、真裕子社長に仕事に対するお考えや経営の視点、障がい者の雇用、社会との関係についてお伺いしました。

代表取締役会長 池田 啓子 氏



湧別町出身。会社経営の中で障がい者雇用に取り組み、小規模作業所の開設を経て、平成16年に「社会福祉法人 ともに福社会」を設立、理事長に就任。会社の受賞歴も数多く、内閣府生活産業特選企業50選選出をはじめ、グッドデザイン賞、ダイバーシティ経営企業100選などを受賞。会長は平成30年度に渋沢栄一賞を受賞。

お客様のニーズに応えたい
～リネンサプライ業から介護用品の製造・販売・レンタル、清掃業へ

—入社の経緯や事業拡大などについて、お聞かせ下さい—

会長：当社は、昭和54年に大人用の布おむつのクリーニング業者として創業され、56年にリネンサプライ業として法人化されました。

私が入社したのは59年5月ですが、当初は週1回のアルバイトでした。

我が家には、主人の母と私の母、そして私と3人の主婦がいて、週1回くらいは私がいないうちが静かで良いかなということでも働くようになりました。母たちがいたお陰で今の私があると、感謝しております。

最初の仕事は経理でしたが、週1日から週3日へと働く日数も増え、そのうちクリーニング師の資格を取ったりと、どんどん仕事へのめり込んできました。

今でもそうですが、周りの方々に動かされながら仕事をしてきました。お客さまから貴重なニーズや提案を頂いて、数々の事業に挑戦してきたと感じています。

昭和61年には介護用品専門店を開店、平成9年には社会福祉協議会や医療・福祉教育の関係者からのご要望を受け、片マヒ疑似体験セット「まな

会社概要

企業名：株式会社 特殊衣料

住 所：札幌市西区発寒14条14丁目 2-40

T E L：011-663-0761

E-mail：info@tomoni.co.jp

設立：昭和54年創業、56年会社設立

事業内容：

*リネンサプライ及び清掃（病院、施設）

*福祉用具の製造・販売等

- ・オリジナル商品の開発・製造、販売
- ・福祉用具の製造・販売（自社製品・OEM商品^(注1)）
- ・福祉用具の販売・レンタル、住宅改修

従業員数：171名（令和元年10月1日現在）

うち、パート91名

*障がい者雇用：29名（うち、パート2名）

知的25名、身体2名、聴覚1名、精神1名

資本金：4,000万円

(1) OEMとはOriginal Equipment Manufacturingの略で、他社ブランド製品を製造することであり、(株)特殊衣料ではOME商品の企画・提案・製造を行っている。

び体」を開発・販売、さらには清掃業も行うなど、今日につながる土台が形づくられています。

☆疑似体験セット「まなび体」(高齢者用)



☆「まなび体」を活用した大学での体験授業



ものづくりの基本を学ぶ
～1つのプロジェクトが私と会社を大きく変えた

—頭部保護帽「アボネット」開発の経緯などについて、お伺いします—

会長：平成12年に札幌市で福祉産業の振興を図るためのデザイン研究開発プロジェクトが設置されました。そのころ、当社では障がい者向けの頭部保護帽「愛帽」の開発を進めていたことから、プロジェクトに参画しました。

20名を超える専門家や行政の方と議論しながら進めることは、私にとっては初めての経験であり、本当に大変でした。何も知らない私は、「愛帽」をファッションナブルにしたいとの思いがある

一方、デザイナーの先生から頂いた様々なリクエストに戸惑って、衝突してしまいました。ようやく途中から先生の言わんとする意味を理解し、何とか進めていくことができました。

札幌にある老舗の帽子製造会社を退職された方に製造方法のご指導を頂いたり、服飾デザイナーを採用したり、帽子デザイナーにご協力をお願いしたりと、本当に多くの方のお力をお借りしました。また、商品が市内の老舗デパートで販売されることが決まり、当社の社員全員のモチベーションが上がりました。

結局、このプロジェクトへの参画が私たちの会社を大きく変えることになりました。

何より、私自身がものづくりの基本を学ばせて頂きました。それ以降、当社において新しい商品を開発する際には、必ずその商品に関連する専門家の方々に参画して頂くこととしております。

☆アボネット (デザインは50種類超)



大切な2つのこと

～最高の価値を創造する／社員の自己成長

—会社の経営理念・経営方針などについて、お聞かせ下さい—

会長：もともとの仕事は、病院や施設にいらっしゃる方のリネンサプライやクリーニングですが、どんな思いで病気と対峙されているのか、どんな思いで施設に入られているのか、その背景に思いを致し、お預かりした洗濯物等をお客さまの心を癒すものへと仕上げることを意識していました。

当社は社員が少なかったこともあり、私は課長や専務を経て平成8年に社長となりました。そのときに、「最高の価値を創造する」という言葉を入れた経営理念^(注2)を作成しました。

常に、お客さまの気持ちを考え、技術を磨いて最大限の努力をしないと認めてもらえないということで、私がそれまでの様々な経験から学んだものです。

とにかく会社をつぶさないことが私の役割・使命と考え、社員を困らせることのないよう頑張ってきました。



写真右側：啓子会長、左側：真裕子社長

社長：経営方針で言えば、会長は長期的な視点に立って会社のことを考えており、私は短期的、具体的なことにしっかりと対処していくという感じで、現時点では二人三脚で会社を運営しています。

私が今、大切にしていることはPDCAサイクル^(注3)で、せっかく作った事業計画を達成することです。毎月の会議で色々な発表を行います、目標達成の見込みが判ると拍手が出たり、次につながる新しい提案が出たりするようになりました。

もう一つ大切にしていることが、社員の自己成長であり、会社を使って人としての器を大きくして頂きたいということです。各種資格取得の費用は会社が持つほか、外部講師による職員研修の開催など、教育にお金をかけて人材育成に取り組んでいます。社員教育が今後の当社の生きる道であると考えています。

☆商品開発会議の様子（旧社屋内）

障がい者の方の受入れで会社が変わる
～進んだ「5S」、温かい社風へ

—障がい者の方を雇用したきっかけや会社の変化などについて、お伺いします—

会長：障がい者の方を雇用した直接のきっかけは、平成元年に高等養護学校の先生から頂いた職

(2) 私たちの理念：お客様の気持ちを大切に、自らを高め、技術を磨き、信頼され、愛される企業として常に最高の価値を創造し、ともに励みます。

(3) PDCAサイクルとは、事業活動における生産管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返し、継続的に業務を改善しようとするもの。

場実習受入れの依頼でした。最初は、工場内は機器などの配置も煩雑で危険ではないか、また、教える余裕もないと考えていました。しかし、先生の熱意を受けて授業参観をさせて頂き、生徒たちの真剣に授業に取り組む姿を目の当たりにし、実習だけでも受け入れました。

実習の面倒を見ていた当社のクリーニングのスタッフが、素直で一生懸命な姿に感心し、雇用した次第です。男性の方ですが、彼が来てくれたお陰で、社員全員が挨拶をしっかりとするようになり、また、危険なものを整理するなど、いわゆる「5S」^(注4)の取組みが少しずつ進みました。彼は平成2年の採用で、現在も当社で働いて頂いています。

今や、障がい者の方々は、当社にとって欠かせない貴重な戦力ですし、職場環境も改善したほか、彼らの持つ温かさが当社の社風を変えてくれたと感謝しています。

☆タオルの折りたたみ作業（本部工場内）



ただ、障がい者の皆さんは、手抜きとかはしなく、例えば、暑くても延々と作業をしたりするので、水分補給など健康管理には気を配ることが必要です。

また、適材適所というか、一人ひとり、その力を発揮できる場所を見つけて働いて頂くことが重要と感じています。

(4) 5Sとは、職場環境の維持改善に用いられるスローガンで、①整理、②整頓、③清掃、④清潔、⑤躰という5項目のローマ字の頭文字が「S」となっていることに由来する。

社長：先日、北海道障害者職業センターの主催で、当社において働く障がい者の方々を支援するジョブコーチ養成研修の実技研修というものが開催されました。

当社の社員が講師となったことも嬉しかったのですが、研修を受講された方々が当社のパートさんに、障がい者の方と一緒に働くことについての質問をしたところ、パートさんたちは「意識していない。」と回答されたようで、一緒に働くことが自然体になっていることがとても喜ばしいです。

☆ともにはたらく・マナーの手引き

(白黒版は、支援者用の資料)



一人ひとりが持つ才能は天与のもの ～出発点は、「エイブル・アート」

—障がい者の方のアートを活かしたものづくりについて、お聞かせ下さい—

会長：平成11年に事業の一部を閉じることとなり、行き場のなくなった障がい者の方が5名いらして、その対応を考えていました。親御さんたちからは、仕事がなくても日中の生活場所が欲しいとのご要望がありました。

私も、何かしなければという強い思いがあり、翌年に社内の敷地内に小規模作業所を開設しました。そこで行う授産活動について、あれこれと考

えあぐねていると、友人から「エイブル・アート」^(注5)を紹介され、早速、東京と大阪に職員を派遣して勉強してもらいました。

絵画の指導については洞爺湖町の友人にお願いし、以来、ひと月に1度来て頂き、彼ら・彼女らの持つ潜在的なパワーを引き出してもらっています。そうした中、先生のご指導のもとで1人のダウン症の男性が、アートの基礎を築いてくれました。

☆タイトル：「オランダの風車」



☆ともに福社会ギャラリー

(展示・販売ブース)



私自身も、一人ひとりの作風は異なるが、潜在的に持っている才能には、本当に感動しました。額装をして展示会に出展すると、とても喜んでくれ、入賞したりするようになりました。彼ら・彼女らが生み出す作品をもっと価値のある商品にし

たいと考え、デザイナーを採用して、カレンダーやメモ用紙に加工したり、ブローチなどを制作しています。

会社と施設は、例えるなら「車の両輪」 ～しかし、残された課題もある

—会社経営と福祉事業の関係などについて、もう少しお聞かせ下さい—

会長：平成17年に、加齢による体力の減退や能力が著しく低下した障がい者の受け皿として、(株)特殊衣料の隣接地に「社会福祉法人 ともに福社会」を設立しました。

近くに仲間がいて安心でき、個々の能力に応じて長く働ける場所を提供することが目的でした。働く意欲とマナーを身につけ、社会の一員として喜びに満ちた生活ができるように、日常生活と社会生活の自立を目指しています。

現在は、就労移行支援事業と就労継続支援B型事業を行っており、あわせて50名の方が利用しています。

一般企業や福祉施設等に就職した方は延べ93名であり、そのうち3年以上継続している人の割合は85%となっています。(株)特殊衣料には、5名の方が就職しています。

☆社会福祉法人 ともに福社会 (外観)



(5) エイブル・アート(可能性の芸術)とは、知的・身体的障がい者による芸術活動やその作品、障がい者の芸術活動を推進する運動などのこと。なお、ともに福社会で行う絵画や工芸の創作活動は商品化も行っていることから、クリーニング作業などの軽作業と同様に、授産活動として工賃の対象となっている。

また、昨年6月には、地下鉄「宮の沢駅」の近くにサテライト「ともに宮の沢」を開設し、利用者の方が通いやすい場所でも就労支援を行っています。

☆平成30年度 渋沢栄一表彰式^(注6)



会長：障がい者の方には、ただただ働くだけではなく、遊びなどを通して様々な体験をしてもらいたいと思っています。当社で働く皆さんの年収は障害年金を含めると経済的に自立可能ですが、貯金をされる方が多いようです。

何のために給料をもらっているのか、生活ができるのであれば、旅行をしたり、野球を観戦したり、美味しいものを食べたりして、働く喜び、生きる喜び・幸せを、もっと感じてほしいと思っています。

☆近隣の皆さまも参加する夏まつり



当社でも、「遊び」ということを意識し、夏まつりを開催したり、大通りのビアガーデンに出かけたり、新年会として有名ホテルで食事会を開催するなど、社会の色々な場面に触れて頂くよう努めています。

初めての体験を楽しんだり、喜んだりするだけではなく、例えばレストランで働いてみたいなど、一人ひとりが感じる様々な思いの中で、本人が望む可能性や選択が生まれるのではないのでしょうか。

現在、人手不足の中で外国人労働者の受入れ拡大などが話題となっていますが、企業の皆さまには、地域で暮らしている障がい者の方や引きこもりとなっている方々に、働いて、自立していけるきっかけを、是非、提供して頂きたいと切に願っています。

まずは、近隣の皆さまに愛される会社へ ～社員がプライドを持って働ける企業

—企業と地域社会との関係・関わり方について、 お伺いします—

会長：私が、一番大切にしたいのは社員です。社員がプライドを持って働くためには、ご家族の皆さんが応援してくれるような会社となることが必要であり、近隣の皆さまに認められる会社となることが大切です。なぜなら、地域の方々に認められることは、社員やご家族の喜びや誇りにつながるからです。

当社も地域の一員として、元気な子供たちが安全に過ごせるよう、毎年春になると近くの小学1年生にオリジナル商品である保護帽子「アボネット」を贈呈しているほか、高齢者の方などに優しくなるよう、福祉用具体験の出前授業を実施しています。

近隣や地域の皆さまに認めて頂き、愛される企

(6) 渋沢栄一賞とは、渋沢の出身地である埼玉県が表彰を行う賞。多くの企業の設立や育成に携わる一方で、福祉や教育などの社会事業にも尽力した渋沢栄一の功績を称え、今日の企業家のあるべき姿を示すため、その精神を今に引き継ぐ全国の企業経営者に「渋沢栄一賞」が贈られている。

業となるよう、さらに努力してまいりたいと考えています。

☆小学1年生へのアボネットの贈呈



☆小学校での福祉用具の出前授業



北海道の方にもっと愛されること ～「介護から快護へ」、社会のニーズに応える

—最後に貴社の将来像や会長の夢について、お聞かせ下さい—

会長：会社経営や事業の関連では、自社製品をいかに販売拡大していくか、新商品をどう開発していくかが、今後、頑張らなくてはならないと感じている点です。

実は、自社商品である「アボネット」は、北海道よりも本州への出荷が多いのです。地域の皆さまをはじめ、もっともっと北海道の方に愛され、利用して頂けるよう努力してまいります。

一方、北海道では少子高齢化が進むことが予測されています。また、労働力人口が減っていくた

め、高齢者の介護なども施設介護から在宅介護へとシフトしていくものと思われます。

介護される、介護するということは、いずれも大変なことです。「介護される方」には心地よい環境の提供、「介護する方」には労働負担の軽減を図るサービスが求められています。

当社では「介護から快護へ」をめざし、「介護を心地よい快護」とするためのサービス・モノの提供を追い求めてまいります。

特に、在宅の場合では、施設とは異なり手厚い介護が難しくなりますので、福祉用具のレンタル事業などのサービスの充実を図りたいと考えています。会社の人材育成に力を注ぎ、社会のニーズに応じていきたいと存じます。

☆株式会社 特殊衣料 社屋（現在）



☆ともにはたらく・(株)特殊衣料の皆さん



(田邊 隆久)

働き方改革に伴う労働時間管理の見直しについて

社会保険労務士法人むらさみ総合事務所
社会保険労務士 森永 英俊

はじめに

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(働き方改革関連法)の成立により、労働基準法等の労働諸法令が改正され、2019年4月より順次施行されています。

「働き方改革」とは、①長時間労働の是正、②多様で柔軟な働き方の実現、③雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保、という3本の柱からなり、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現しようというものです。本稿では、企業の労働時間管理のあり方に、特に影響の大きい①長時間労働の是正と②多様で柔軟な働き方の実現に関する法改正について説明します。自社の対応の進捗状況と照らして再確認していただきたいと思います。

1 働き方改革関連法が成立した背景

我が国では、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」と「育児や介護との両立など働く方のニーズの多様化」が急速に進み、投資やイノベーションによる生産性向上だけではなく、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる労働環境をつくることが重要な課題になっています。

それにより、「職業生活の充実」、「労働時間の短縮」や「労働条件の改善」など、労働者が生活との調和を保ちつつ意欲と能力に応じて就業できる環境の整備に努めるのは、雇用主である経営者の責務であるという観点から、労働基準法を中心に労働諸法令が改正されました。

長時間労働や過重労働に伴う過労死・過労自殺が社会問題となり、世間から高い関心を集めたことで、『働き方改革＝労働時間の抑制』というイメージが先行していましたが、目指すところはあくまでも働きやすい職場環境の確保であるということは重要なことです。この目的を見失い、ただただ労働時間の抑制だけが目的になってしまうと、かえって従業員に過度なプレッシャーをかけることになりかねず、企業には「働き方改革」の本旨を理解した対応が求められます。

なお、改正法の適用については、中小企業の実情に配慮して猶予期間が設けられているものがあります。「資本金の額または出資の総額」と「常時使用する労働者の数」のいずれかが、下表の基準を満たしている場合、中小企業に該当します。

業種	資本金の額または 出資の総額	常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	または 100人以下
その他 (製造業、建設業、運輸業、その他)	3億円以下	300人以下

※業種の分類は、日本標準産業分類に従って判断されます。

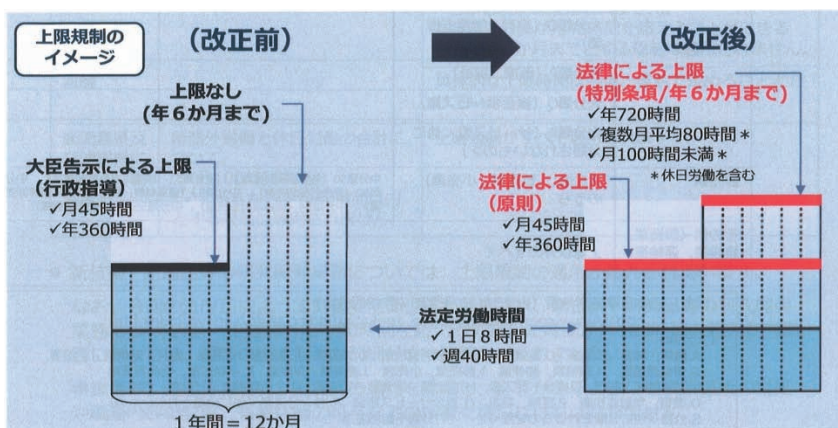
2 時間外労働の上限規制【大企業：2019年4月から 中小企業：2020年4月から】

- 残業時間の上限は原則として 月45時間、年360時間
 - 臨時的な特別の事情がある場合でも年720時間以内、単月100時間未満（休日労働を含む）、複数月平均80時間以内（休日労働を含む）
 - 月45時間を超えることができるのは年6か月まで
 - 自動車運転業務、建設事業、医師、鹿児島県・沖縄県の砂糖製造業への適用は5年間猶予され、2024年4月から
 - 適用除外：新技術・新商品等の研究開発業務等
- ※残業時間が月100時間を超えた場合は医師の面接指導義務化

残業時間の上限が罰則付き（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）で法制化されたというのは大きな改正ですが、月45時間、年360時間というのは、従来から大臣告示により定められていた上限時間数と変わらないため、もともと36協定において1か月45時間以内、年360時間以内の時間を協定しているの、実務上それほど影響はないという企業も少なくないと思います。

影響があるとすれば、すでに特別条項付の36協定（※臨時・特別の事情があり、大臣告示の限度時間を超える時間を協定している場合）を締結している企業において、その協定時間が月100時間または年720時間を超えているようなケースです。もともと付き合い残業やダラダラ残業などの無駄な残業が多いような企業であれば、従業員の意識が変わるだけでも、それなりの残業時間削減効果が期待できるかもしれませんが、月100時間または年720時間を超える特別条項付36協定を締結しているような企業においては、残業時間を抑制するために、すでに何らかの手を打っており、それでもなお、長時間労働が常態となっているというケースも多いと思います。業務効率化を推進するための抜本的な業務の改善・改革を実行せずに労働時間の削減だけを強要してしまうと、従業員を追い詰め、仕事の持ち帰りや虚偽の退勤申告などを助長し、結果的に企業を疲弊させることになります。

《図1 時間外労働の上限規制のイメージ》「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」(厚生労働省)



改正法においては、臨時的な特別の事情がある場合について、月100時間未満の特別条項付36協定の締結を認めていますが、一方で「複数月を平均して80時間以内（休日労働を含む）」という点に注意が必要です。

これは、連続する複数の月（2か月間～6か月間）のどこを抜き出しても1か月平均80時間以内としなければならないということです。仮に99時間の残業をさせてしまった月があれば、その前後の月は絶対に残業時間を61時間以内に抑えられていなければなりません。突発的に残業が長時間になりうる事業所においては、残業時間管理が煩雑になることも考慮すると、残業時間は休日残業を含めて月80時間が事実上の限度であるとして運用すべきであると考えます。

自動車運転業務、建設事業、医師、鹿児島県・沖縄県の砂糖製造業など、特定の業種や職種においては、残業時間の適用は5年間猶予され、2024年4月からとされています。しかし、残業時間の上限が法制化された背景には、長時間労働による脳・心臓疾患等の健康被害のリスクを回避するという目的がありますが、適用を猶予されている業種や職種の労働者が長時間労働をしても健康に影響がないということなどはありえません。“5年後に検討すれば良い”ということではなく、“5年間しか猶予がない”という意識で早急に対策を講じる必要があります。

また、今回の残業時間の上限規制に関する法改正に伴い、36協定の様式も変更になっています。

改正法の施行日は、大企業が2019年4月1日、中小企業が2020年4月1日となっていますが、施行日をまたぐ期間の36協定が締結されている場合、協定期間が満了するまでの間は既存の36協定が有効です。施行日以降に新たに定める協定から改正法の制限を受け、新様式で届出する必要があります。

3 年次有給休暇の確実な取得【2019年4月から】

- 10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日以上、時季を指定して年次有給休暇を取得させなければならない。
- 労働者ごとに「年次有給休暇管理簿」を作成し、3年間保存しなければならない。
- 年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、以下の事項を就業規則に記載しなければならない。
 - ・対象となる労働者の範囲
 - ・時季指定の方法

年次有給休暇（以下、「年休」という）の取得が、初めて罰則付きで義務化されたというインパクトから、施行前から経営者の方々の関心が非常に高かった法改正です。

例えば、年休とは別に有給の「リフレッシュ休暇」や「病気休暇」等の福利厚生が充実している企業であれば、実態として年休を取得しなくても十分な休暇が確保できているという従業員もいるでしょう。また、予定外の育児や介護のための休暇に備え、年休をできるだけ使わずに残し

ておきたいと考えている従業員もいるものです。こうした従業員に対しても、例外なく年5日以上の年休を取得させなければならないということからも、取得率の引き上げを強力に推進しているという行政の強い意思を感じます。

年休の取得義務は、2019年4月1日以降に到来する付与日から1年以内ですので、早ければ2020年3月31日までに5日以上の年休を取得させなければならない従業員が存在することになります。従業員が自分の意思で年5日以上の年休を取得しているのであれば、使用者も義務を果たしたことになります。しかし、従業員が自ら年休を取得せず、年5日に満たなかった場合は、使用者が30万円以下の罰金を科されることとなります。罰金は1事案（1人）に対して科されますので、その人数が多ければ罰金の額も多くなります。

使用者には「年次有給休暇管理簿」の作成・保存が義務づけられますが、いずれにしても年5日の取得義務を果たせないことがないように、従業員ごとに年休の取得状況を把握しておかなければならないため、何らかの管理帳票は作成することになるはずです。

ここでいう「年次有給休暇管理簿」においては、①基準日（年休の付与年月日）、②基準日から1年間の間に年休を取得した日数、③年休を取得した日付、が明示されている必要があります。基準日が従業員ごとに異なるような場合には、従業員ごとに管理簿を調製した方が管理しやすいと思います。

《図2 「年次有給休暇管理簿」作成例》

年次有給休暇管理簿							
年度							
所属			コード	氏名			
基準日		年 月 日					
繰越日数の有効期日		年 月 日					
① 繰越日数	日	当初日数 (①+②)		日			
② 付与日数	日						
年次有給休暇取得年月日					取得日数	残日数	上長 確認印
自		～	至				
年	月	日	～	年	月	日	
年	月	日	～	年	月	日	
年	月	日	～	年	月	日	

4 フレックスタイム制の拡充【2019年4月から】

- 清算期間の上限が「1か月」から「3か月」へ延長
- 1か月を超える清算期間とした場合でも、1か月毎の労働時間の平均が週50時間を超えた場合は、超えた時間が割増賃金の対象となる時間外労働となる
- 1か月を超える清算期間としたときは、労使協定の届出が必要

フレックスタイム制とは、一定の期間（清算期間）についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が自ら日々の始業・終業時刻及び労働時間を決めることができる制度です。

従来、1か月毎に清算しなければならなかったフレックスタイム制ですが、清算期間を最長3か月まで延長することができるようになり、よりフレキシブルな働き方ができるようになりました。

ただし、過重労働防止の観点から、特定月に偏った長時間労働を認めるという制度ではなく、1か月単位の労働時間が週平均50時間を超えたときは、超えた時間は時間外労働として、割増賃金の支払いが必要になります。

また、清算期間が1か月以内の場合は労使協定の届出義務はありませんが（※締結義務はあります）、1か月を超える場合は、労使協定を所轄労働基準監督署へ届出する必要があります。

5 勤務間インターバル制度の普及促進【2019年4月から】

- 勤務間インターバルの仕組みを導入するように努めなければならない。

勤務間インターバル制度とは、勤務終了後、翌日の始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間（インターバル時間）を確保する仕組みをいいます。

勤務間インターバル制度を導入することにより、従業員がその生活時間や睡眠時間を確保し、健康の保持や仕事と生活の調和を図ることが期待できるため、本制度の導入が使用者の努力義務とされました。

特に十分な睡眠時間が確保できていなければ、健康に悪影響を与えることはもちろん、仕事のパフォーマンスを低下させ、また、思わぬ事故にも繋がりがねませんので、努力義務とはいえ残業が深夜時間帯まで続くことが常態となっている企業においては、検討の余地は大いにあります。

具体例として、始業時刻が8時、終業時刻が17時の事業所において、インターバル時間を11時間とした場合の例を（図3）に示します。

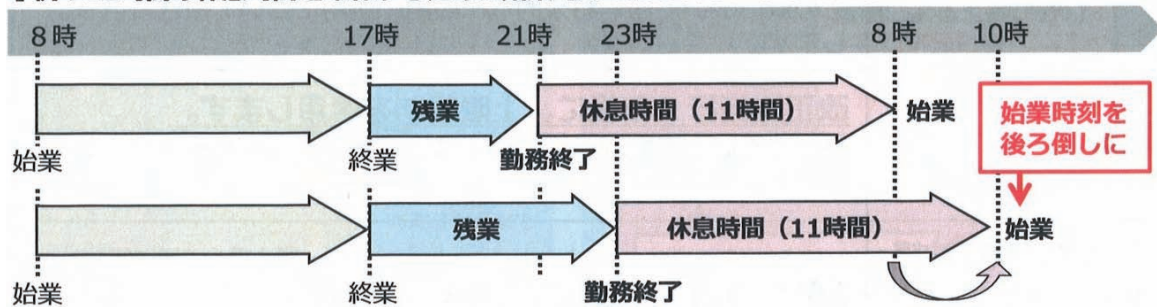
4時間残業した日は、勤務終了時刻が21時になりますが、翌日の始業時刻である8時までの時

間が11時間確保されているため、通常どおりの始業とします。

残業時間が6時間であった日は、勤務終了時刻が23時となり、この場合、翌日の始業時刻である8時までは9時間しかありません。そのため11時間のインターバル時間を確保するため、翌日の始業時刻を2時間繰り下げて10時とします。このとき、終業時刻も2時間分繰り下げても、8時から10時までの2時間分を賃金控除の対象となる時間として取り扱っても、制度として規定されているのであれば差し支えありませんが、実際に勤務間インターバル制度を導入している企業においては、繰り下げた時間分は“勤務したものとして取り扱う”ケースも多いようです。

《図3 勤務間インターバル制度のイメージ》「労働時間法制の見直しについて」(厚生労働省)

【例：11時間の休憩時間を確保するために始業時刻を後ろ倒しにする場合】



インターバル時間の設定に関する制限はありませんが、業務の内容や勤務実態、通勤時間等を考慮して実効性のある時間設定が求められます。なお、『時間外労働等改善助成金（勤務間インターバルコース）』の対象となるインターバル時間が「9時間以上」とされていることから、導入を検討するのであれば少なくとも9時間を最低ラインとするような制度にすべきであると考えます。

重大なクレームや突発的なトラブルがあった場合などを適用除外とするような制度にすることも可能ですが、適用除外が頻発するような制度であれば実効性に欠けるものになってしまい、望ましくありません。

6 その他の労働時間制に関する法改正

高度プロフェッショナル制度【2019年4月から】

高度な専門的知識を必要とする対象業務に従事する労働者で、年収や健康確保措置等の一定の要件を満たす場合には、労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は適用除外となります。

産業医・産業保健機能の強化【2019年4月から】
<ul style="list-style-type: none"> ・使用者は、長時間労働や業務の状況など、産業医が労働者の健康管理を適切に行うために必要な情報を提供しなければなりません。 ・使用者は、産業医から受けた勧告の内容を衛生委員会に報告しなければなりません。 ・使用者は、産業医等が労働者からの健康相談に応じるための体制整備に努めなければなりません。
労働時間の客観的な把握【2019年4月から】
<p>使用者は、月80時間を超える残業を行った労働者から申し出があった場合は、医師による面接指導を実施する義務があります。そのため、タイムカードによる記録やパソコンの使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握することが義務づけられました。</p> <p>事業場外みなし労働時間制の適用者や裁量労働制の適用者、管理監督者等を含む全ての労働者が対象となります。</p>
残業の割増賃金率の引上げ【中小企業：2023年4月から】
<p>大企業においては、月60時間を超える残業時間に対する割増率がすでに50%になっていますが、中小企業の場合は適用を猶予されています。2023年4月よりこの適用猶予措置が廃止されます。</p>

7 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に関する法改正（参考）

不合理な待遇差の解消【大企業：2020年4月から 中小企業：2021年4月から】
<p>非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）と正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。正規雇用労働者と職務内容や人事異動の範囲などが同一である場合は同じ待遇（均等待遇）を、違う場合は、その違いに応じた待遇（均衡待遇）を確保しなければなりません。また、派遣労働者は、派遣先の正規雇用労働者との均等・均衡待遇、または、労使協定により同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額と同等以上の待遇を確保する必要があります。</p>
待遇に関する説明義務の強化【大企業：2020年4月から 中小企業：2021年4月から】
<p>非正規雇用労働者の求めに応じて、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等を説明することが義務化されます。</p>
行政指導や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の規定の整備【大企業：2020年4月から 中小企業：2021年4月から】
<p>都道府県労働局による行政指導の規定が整備されるとともに、無料・非公開の裁判外紛争解決手続（行政ADR）が利用できます。</p>

おわりに

中小企業においては、2020年4月に時間外労働の上限規制の適用を控える一方で、年休も取得させなければならず、昨今の人手不足傾向も相まって非常に悩ましい状況であることが伺えます。「大企業の働き方改革は下請けいじめ」とも揶揄されるように、大企業が自社の長時間労働を解消するために下請会社や外注先に仕事を押し付けるということが起これば、立場の弱い中小企業がさらに窮地に追い込まれることは想像に難くありません。

しかし、他社が「働き方改革」により、長時間労働を解消し年休の取得促進に舵を切っている中で、自社の改善は無理だと諦めてしまえば、従業員の流出を誘発し、残った従業員はより過重な労働を強いられるという負のスパイラルに陥ることになります。

「思い切って土曜日の稼働をやめてみたところ、従業員が平日に集中して業務に取り組むようになった」とか「営業時間を2時間短縮してみたら、いつも遅い時間に注文してきていたお客様が早い時間に注文してくれるようになった」などのように、時間短縮による悪影響は想像していたほどではなかったというような話も多々お聞きします。法律で厳しく制限されているからこそ、取引先も多少の不便にも理解を示してくれるという側面も否定できません。長時間労働を解消できずにいる企業においては、まずは経営者自身が固定観念を取り除くことから始めてみる必要があります。人手不足に陥ってやむを得ず営業時間を短縮するのか、まだ人員に余力があるうちに営業時間を短縮して活力ある職場づくりを目指すのか、答えは自ずと出てくると思います。

今回の法改正を前向きに捉え、全ての従業員が安心して長い期間働くことができる職場づくりのきっかけとして、改革を断行できる企業だけが困難を乗り越えられるのです。



デジタル通貨「リブラ」と決済システムの行方

我が国におけるキャッシュレス決済の比率は、他国に比べるとかなり低いと言われている。例えば経済産業省の調査によれば、2015年時点で、日本のキャッシュレス決済比率は19%（アメリカ同45%、中国同60%、韓国同89%）と低水準だ。このため、政府は2017年の「未来投資戦略」で、我が国のキャッシュレス決済比率を2027年までに40%まで引き上げるとの目標を掲げている。私自身の財布には何種類かのクレジットカード、スイカ、書店などのポイントカード等が入っている。極力カード支払いをするようにしており、私自身のキャッシュレス決済比率は、軽く50%を超えていると思うが、懇親会の飲食代（とくに割り勘）や個人間の支払などには「現金」決済が欠かせないので、まだまだ「現金」は手放せない。そして、肝心のスマートフォンを利用した決済については、安全性への懸念や手続きが面倒に感じられて現状全く行っていない。

ところで、近年、各種の電子マネーやビットコインなどの暗号資産の利用が話題になる中で、最近、米フェイスブック（FB）が発行を計画する暗号資産（仮想通貨）「リブラ」が各方面の関心を集めている。紙数の関係でリブラの仕組みを詳述することは出来ないが、リブラの基本的な仕組みは、利用者がリブラをドルや円などの法定通貨で購入し、FBの子会社「カリブラ」などが提供するスマホのアプリで送金をしたり、ネットを利用した買い物の代金決済を行ったりするものである。リブラの管理は、スイスに設立される「リブラ協会」（1,000万ドル以上を拠出する投資家により構成される）が行う。リブラを発行して得られる資金は、資産管理会社等を通じて各国の法定通貨や国債等に運用され、リブラの裏付け資産とする（「協会」加盟の投資家は、この運用益から配当を受けることが可能）。リブラは利用者の請求により、元のドルや円などによる払い戻し（通貨との交換）も出来ることとされている。

FBによれば、リブラのメリットとして、①最終決済の基盤として銀行預金に依存しないこと、②インターネットとスマートフォンを利用して、安価で外国送金などが迅速に行えること、③裏付け資産を持つことにより、リブラの価格変動を抑え、投機資金の流入を防ぐことが出来ること、など諸点が挙げられている。確かにFBは世界で27億人の利用者が存在すると言われており、こうした決済システムが出来れば、グローバルかつオープンで、しかもインスタントな決済システムが創設されることになる。

しかし、一方で、①既存の仮想通貨でシステムアタックによる資産流失が発生したことに鑑み、システムの安定性は本当に確保されるのか、②裏付け資産の為替変動リスクは残る、③マネーロンダリング等に悪用されないか、④リブラ決済が盛行を見れば、現行の銀行預金の縮小により、中央銀行の金融政策の遂行に大きな支障が出るのではないかなど等の問題点も指摘されている。とくに最後の金融政策に関する問題は、今後じっくり検討を要するであろう。便利さの追求と制度の安定性は二律背反の側面がある。便利さの追求に偏った議論に対しては、慎重であらねばならない。

（令和元年9月6日 北洋銀行顧問 横内 龍三）



主要経済指標 (1)

年月	鉱工業指数											
	生産指数				出荷指数				在庫指数			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	2015年=100 季調値	前期比 (%)	2015年=100 季調値	前期比 (%)	2015年=100 季調値	前期比 (%)	2015年=100 季調値	前期比 (%)	2015年=100 季調値	前期比 (%)	2015年=100 季調値	前期比 (%)
2015年度	r 99.7	△ 2.4	r 99.8	△ 0.8	r 99.7	△ 0.9	r 99.6	△ 1.0	r 92.6	△ 4.7	r 95.2	0.2
2016年度	r 99.8	0.1	r 100.6	0.8	r 99.4	△ 0.3	r 100.2	0.6	r 92.3	△ 0.3	r 93.9	△ 1.4
2017年度	r 100.3	0.5	r 103.5	2.9	r 101.4	2.0	r 102.4	2.2	r 98.0	6.2	r 98.7	5.1
2018年度	r 98.0	△ 2.3	103.8	0.3	r 97.9	△ 3.5	102.6	0.2	r 101.2	3.3	98.9	0.2
2018年 4～6月	r 100.0	0.7	104.3	0.8	r 100.4	0.0	103.6	1.4	r 102.9	0.1	101.6	△ 1.9
7～9月	r 95.8	△ 4.2	103.6	△ 0.7	r 96.8	△ 3.6	102.4	△ 1.2	r 102.1	△ 0.8	102.0	0.4
10～12月	r 99.0	3.3	105.0	1.4	r 98.8	2.1	103.4	1.0	r 105.2	3.0	102.9	0.9
2019年 1～3月	r 97.5	△ 1.5	102.4	△ 2.5	r 96.4	△ 2.4	101.2	△ 2.1	r 106.1	0.9	103.8	0.9
4～6月	r 95.8	△ 1.7	103.0	0.6	r 95.4	△ 1.0	102.2	1.0	r 105.7	△ 0.4	104.7	0.9
2018年 7月	r 99.6	0.0	103.8	0.1	r 100.3	2.8	102.1	△ 1.2	r 101.7	△ 1.2	101.9	0.3
8月	r 98.4	△ 1.2	103.6	△ 0.2	r 99.5	△ 0.8	103.0	0.9	r 102.5	0.8	101.8	△ 0.1
9月	r 89.5	△ 9.0	103.5	△ 0.1	r 90.7	△ 8.8	102.1	△ 0.9	r 102.1	△ 0.4	102.0	0.2
10月	r 98.8	10.4	105.6	2.0	r 98.7	8.8	104.4	2.3	r 104.9	2.7	101.5	△ 0.5
11月	r 98.9	0.1	104.6	△ 0.9	r 99.7	1.0	102.8	△ 1.5	r 103.9	△ 1.0	101.6	0.1
12月	r 99.3	0.4	104.7	0.1	r 97.9	△ 1.8	103.1	0.3	r 105.2	1.3	102.9	1.3
2019年 1月	r 96.7	△ 2.6	102.1	△ 2.5	r 95.4	△ 2.6	100.6	△ 2.4	r 103.7	△ 1.4	102.0	△ 0.9
2月	r 98.8	2.2	102.8	0.7	r 98.2	2.9	102.2	1.6	r 104.1	0.4	102.4	0.4
3月	r 97.0	△ 1.8	102.2	△ 0.6	r 95.7	△ 2.5	100.9	△ 1.3	r 106.1	1.9	103.8	1.4
4月	r 95.6	△ 1.4	102.8	0.6	r 95.0	△ 0.7	102.7	1.8	r 103.1	△ 2.8	103.8	0.0
5月	r 97.2	1.7	104.9	2.0	r 96.3	1.4	104.0	1.3	r 104.5	1.4	104.3	0.5
6月	r 94.6	△ 2.7	101.4	△ 3.3	r 95.0	△ 1.3	99.8	△ 4.0	r 105.7	1.1	104.7	0.4
7月	p 93.1	△ 1.6	102.7	1.3	p 93.3	△ 1.8	102.5	2.7	p 107.3	1.5	104.5	△ 0.2
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 鉱工業生産指数の年度は原指数による。
 ■ 「P」は速報値、「r」は修正値。

年月	百貨店・スーパー販売額											
	百貨店・スーパー計				百貨店				スーパー			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)
2015年度	961,554	3.3	199,400	2.7	210,190	0.3	67,923	1.3	751,365	4.0	131,477	3.3
2016年度	953,907	0.4	195,260	△ 1.1	202,849	△ 3.5	65,607	△ 3.4	751,058	1.6	129,653	0.0
2017年度	962,121	0.9	196,252	0.5	201,291	△ 0.8	65,354	△ 0.4	760,830	1.3	130,898	1.0
2018年度	965,868	0.4	195,483	△ 0.4	200,459	△ 0.4	63,964	△ 2.1	765,409	0.6	131,518	0.5
2018年 4～6月	231,215	0.7	47,260	0.2	45,979	2.2	15,280	0.1	185,236	0.4	31,979	0.3
7～9月	235,938	0.9	47,888	0.2	45,860	△ 4.1	14,733	△ 4.0	190,078	2.1	33,155	2.2
10～12月	261,449	0.0	53,124	△ 0.7	57,507	0.5	18,353	△ 1.8	203,942	△ 0.2	34,771	△ 0.2
2019年 1～3月	237,266	0.1	47,211	△ 1.2	51,113	△ 0.3	15,599	△ 2.9	186,153	0.2	31,613	△ 0.3
4～6月	232,047	0.4	46,962	△ 0.6	45,037	△ 2.0	14,958	△ 2.1	187,010	1.0	32,004	0.1
2018年 7月	81,241	△ 0.4	17,002	△ 1.0	16,778	△ 3.6	5,617	△ 6.5	64,463	0.5	11,384	1.9
8月	80,114	1.4	15,751	0.6	15,298	1.2	4,515	△ 0.8	64,816	1.5	11,236	1.2
9月	74,584	1.6	15,135	1.1	13,784	△ 9.9	4,600	△ 3.8	60,799	4.6	10,535	3.4
10月	77,105	△ 1.2	15,862	△ 0.2	16,242	△ 1.7	5,159	△ 0.1	60,863	△ 1.0	10,703	△ 0.2
11月	79,976	0.6	16,437	△ 1.7	17,626	3.4	5,789	△ 2.3	62,350	△ 0.1	10,648	△ 1.3
12月	104,368	0.3	20,825	△ 0.5	23,639	0.0	7,405	△ 2.5	80,729	0.4	13,420	0.7
2019年 1月	81,505	△ 0.5	16,322	△ 3.0	18,079	0.9	5,380	△ 4.9	63,426	△ 0.9	10,941	△ 2.0
2月	74,198	0.6	14,345	△ 1.5	15,556	△ 0.6	4,600	△ 2.2	58,642	0.9	9,746	△ 1.2
3月	81,563	0.2	16,544	1.0	17,478	△ 1.3	5,619	△ 1.6	64,085	0.6	10,926	2.4
4月	76,525	△ 0.7	15,354	△ 1.4	14,624	△ 3.2	4,894	△ 2.2	61,901	△ 0.1	10,460	△ 0.9
5月	77,309	0.6	15,631	△ 0.2	14,940	△ 0.7	4,849	△ 1.9	62,370	0.9	10,783	0.6
6月	78,213	1.1	15,977	△ 0.3	15,473	△ 2.2	5,216	△ 2.2	62,739	2.0	10,761	0.6
7月	78,630	△ 3.2	16,242	△ 4.5	15,909	△ 5.2	5,412	△ 3.7	62,722	△ 2.7	10,830	△ 4.9
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 百貨店・スーパー販売額の前年同月比は全店ベースによる。
 ■ 「P」は速報値、「r」は修正値。

主要経済指標 (2)

年月	専門量販店販売額											
	家電大型専門店				ドラッグストア				ホームセンター			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)
2015年度	136,816	5.2	42,288	1.2	229,820	9.3	54,776	9.2	131,589	2.4	33,159	2.0
2016年度	136,978	0.1	41,984	△ 0.7	242,714	5.6	57,729	5.3	129,492	△ 1.6	33,040	△ 0.4
2017年度	141,377	3.2	43,348	3.3	255,331	5.3	61,503	6.4	130,289	0.6	32,908	△ 0.4
2018年度	144,984	2.6	44,164	2.1	265,867	4.3	64,401	5.3	133,977	2.8	32,734	△ 0.5
2018年 4～6月	31,919	2.9	10,070	2.9	64,858	5.2	15,954	6.1	36,950	0.6	8,609	△ 2.0
7～9月	36,292	0.9	11,397	0.9	67,711	3.3	16,249	5.5	34,634	4.7	8,259	0.8
10～12月	38,627	3.0	11,514	2.2	65,937	3.3	16,359	4.8	37,029	4.4	8,773	0.6
2019年 1～3月	38,146	3.4	11,184	2.3	67,361	5.4	15,840	5.0	25,364	1.3	7,092	△ 1.7
4～6月	33,269	4.2	10,559	4.9	68,395	5.5	16,748	5.0	37,642	1.9	8,595	△ 0.2
2018年 7月	12,895	△ 9.1	4,516	△ 1.5	22,331	0.7	5,670	6.2	11,633	△ 3.3	2,931	0.7
8月	11,396	3.1	3,499	△ 1.7	23,162	4.0	5,436	5.4	11,234	△ 0.1	2,737	△ 1.4
9月	12,001	12.0	3,381	7.3	22,218	5.3	5,143	4.8	11,767	20.2	2,590	3.3
10月	10,835	1.8	3,099	0.0	21,624	2.7	5,321	6.3	11,532	5.0	2,744	5.6
11月	11,492	0.4	3,371	△ 1.7	21,699	3.5	5,199	4.4	11,678	5.7	2,685	△ 2.4
12月	16,300	5.8	5,044	6.5	22,614	3.8	5,839	3.9	13,819	2.9	3,345	△ 0.8
2019年 1月	13,059	0.8	3,849	0.2	24,056	6.2	5,258	4.9	8,280	0.2	2,363	△ 2.0
2月	10,215	2.7	3,074	0.3	22,482	5.1	5,010	4.4	7,514	3.0	2,139	△ 1.4
3月	14,872	6.2	4,261	5.9	20,823	4.9	5,571	5.7	9,570	0.9	2,590	△ 1.5
4月	10,687	△ 1.0	3,354	0.6	22,440	4.5	5,478	3.3	12,173	△ 1.0	2,870	△ 3.5
5月	10,952	6.1	3,466	7.0	22,379	6.3	5,617	6.1	13,816	4.4	3,040	3.0
6月	11,630	7.7	3,738	6.9	23,576	5.6	5,654	5.5	11,653	2.0	2,685	0.0
7月	12,345	△ 4.3	4,037	△ 10.6	23,262	4.2	5,773	1.8	11,371	△ 2.3	2,724	△ 7.1
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■専門量販店販売額は2014年1月から調査を実施。

年月	コンビニエンスストア販売額				消費支出 (二人以上の世帯)				来道者数		外国人入国者数	
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		北海道	
	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	円	前年同月比(%)	円	前年同月比(%)	千人	前年同月比(%)	千人	前年同月比(%)
2015年度	544,969	3.1	111,279	5.5	255,058	△ 1.7	285,588	△ 0.9	12,823	4.2	1,243	33.7
2016年度	555,104	1.9	115,183	3.4	260,403	2.1	281,038	△ 1.6	13,501	5.3	1,394	12.1
2017年度	565,731	1.9	118,019	2.3	264,433	1.5	284,587	1.3	13,777	2.0	1,736	24.5
2018年度	573,408	1.4	120,505	2.1	255,210	△ 3.5	289,007	1.6	13,546	△ 1.7	1,884	8.5
2018年 4～6月	141,057	1.9	29,678	1.6	245,839	△ 2.3	281,129	△ 0.5	3,316	0.5	403	24.8
7～9月	153,489	1.5	31,867	2.6	245,188	△ 3.4	282,380	2.3	3,850	△ 7.2	468	2.0
10～12月	143,943	0.3	30,268	1.6	270,258	△ 5.7	300,236	2.1	3,251	△ 0.9	447	1.1
2019年 1～3月	134,919	1.8	28,692	2.6	259,556	△ 2.3	292,284	2.4	3,130	2.7	566	10.6
4～6月	144,525	2.5	30,352	2.3	273,601	11.3	292,973	4.2	3,443	3.8	442	9.7
2018年 7月	52,644	△ 0.3	10,900	1.3	247,432	1.9	283,387	1.5	1,300	△ 1.0	198	11.4
8月	51,939	1.9	10,745	2.2	252,436	△ 8.4	292,481	4.3	1,533	0.2	179	11.0
9月	48,906	3.1	10,222	4.5	235,697	△ 2.9	271,273	0.9	1,017	△ 22.1	91	△ 24.0
10月	47,077	△ 2.3	9,986	0.0	257,778	△ 14.6	290,396	2.7	1,132	△ 7.3	121	△ 12.3
11月	46,158	1.8	9,716	2.0	264,767	0.6	281,041	1.3	1,053	1.3	115	△ 5.5
12月	50,708	1.4	10,566	2.8	288,229	△ 2.3	329,271	2.2	1,066	4.5	211	15.5
2019年 1月	45,444	2.1	9,564	2.6	254,342	△ 6.8	296,345	2.3	1,004	4.6	212	15.0
2月	42,721	2.6	9,003	3.8	250,572	6.1	271,232	2.1	996	△ 0.2	204	10.6
3月	46,754	0.7	10,126	1.6	273,755	△ 5.0	309,274	2.7	1,129	3.6	150	4.8
4月	46,615	2.8	9,977	2.6	279,744	13.3	301,136	2.3	1,037	4.7	127	6.5
5月	49,155	3.5	10,258	2.8	270,819	6.5	300,901	7.0	1,196	7.1	149	10.4
6月	48,755	1.1	10,116	1.4	270,241	14.4	276,882	3.5	1,210	0.2	166	11.5
7月	52,697	0.1	10,760	△ 1.3	253,167	2.3	288,026	1.6	1,299	△ 0.1	201	1.9
資料	経済産業省、北海道経済産業局				総務省、北海道				北海道観光振興機構		法務省	

■コンビニエンスストア販売額の前年同月比は全店ベースによる。 ■年度および四半期の数値は月平均値。 ■「P」は速報値。

年月	乗用車新車登録台数									
	北海道								全国	
	合計		普通車		小型車		軽乗用車		普・小・軽・計	
	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)
2015年度	168,708	△ 6.0	55,161	8.3	59,390	△ 1.6	54,157	△20.5	4,115,436	△ 7.6
2016年度	176,018	4.3	60,899	10.4	62,474	5.2	52,645	△ 2.8	4,243,393	3.1
2017年度	183,770	4.4	62,807	3.1	63,443	1.6	57,520	9.3	4,349,778	2.5
2018年度	178,533	△ 2.8	61,208	△ 2.5	60,841	△ 4.1	56,484	△ 1.8	4,363,608	0.3
2018年 4～6月	46,512	△ 5.5	14,685	△11.6	17,571	△ 4.8	14,256	0.8	988,114	△ 1.8
7～9月	45,468	△ 2.5	15,498	3.2	15,735	△ 7.6	14,235	△ 2.5	1,075,284	0.9
10～12月	37,391	0.3	13,146	7.2	12,348	△ 3.1	11,897	△ 3.0	1,023,851	5.1
2019年 1～3月	49,162	△ 3.0	17,879	△ 5.5	15,187	△ 0.2	16,096	△ 2.6	1,276,359	△ 2.1
4～6月	47,083	1.2	15,963	8.7	16,838	△ 4.2	14,282	0.2	1,009,343	2.1
2018年 7月	17,164	2.8	5,686	6.6	6,497	0.7	4,981	1.4	368,887	3.3
8月	12,740	△ 4.0	4,388	4.9	4,398	△14.6	3,954	0.4	302,340	4.0
9月	15,564	△ 6.6	5,424	△ 1.4	4,840	△10.8	5,300	△ 7.7	404,057	△ 3.3
10月	13,682	9.6	4,584	14.0	4,516	6.4	4,582	8.7	346,874	11.6
11月	12,823	△ 2.8	4,733	15.4	4,304	△ 7.2	3,786	△15.1	357,307	7.4
12月	10,886	△ 6.0	3,829	△ 7.5	3,528	△ 8.7	3,529	△ 1.6	319,670	△ 3.2
2019年 1月	11,315	△ 3.3	3,856	0.3	3,520	△ 3.5	3,939	△ 6.6	342,477	0.9
2月	13,877	1.6	4,933	2.3	4,155	0.1	4,789	2.1	401,376	△ 0.1
3月	23,970	△ 5.3	9,090	△11.4	7,512	1.2	7,368	△ 3.3	532,506	△ 5.3
4月	15,655	8.7	5,036	15.6	5,933	6.9	4,686	4.3	314,950	3.3
5月	14,474	0.8	4,883	7.0	4,786	△10.1	4,805	7.6	327,418	6.4
6月	16,954	△ 4.5	6,044	4.8	6,119	△ 8.6	4,791	△ 9.5	366,975	△ 2.2
7月	16,610	△ 3.2	5,624	△ 1.1	6,298	△ 3.1	4,688	△ 5.9	379,422	2.9
資料	(社)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会									

年月	新設住宅着工戸数				民間非居住用建築物着工床面積				機械受注実績	
	北海道		全国		北海道		全国		全国	
	戸	前年同月比(%)	百戸	前年同月比(%)	千㎡	前年同月比(%)	千㎡	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)
2015年度	34,329	6.5	9,205	4.6	1,762	△ 0.4	44,098	△ 2.0	101,838	4.1
2016年度	37,515	9.3	9,741	5.8	1,809	2.7	45,299	2.7	102,314	0.5
2017年度	37,062	△ 1.2	9,464	△ 2.8	1,983	9.6	47,293	4.4	101,480	△ 0.8
2018年度	35,761	△ 3.5	9,529	0.7	1,868	△ 5.8	46,037	△ 2.7	104,364	2.8
2018年 4～6月	10,564	△ 5.7	2,450	△ 2.0	562	△14.4	12,146	△ 2.0	25,577	8.0
7～9月	10,117	△ 4.1	2,464	△ 0.2	528	△22.3	12,185	△ 0.4	26,709	4.8
10～12月	9,610	△ 1.0	2,459	0.6	482	14.6	11,647	1.1	24,210	2.0
2019年 1～3月	5,470	△ 2.3	2,156	5.2	296	30.6	10,060	△ 9.7	27,868	△ 2.5
4～6月	10,155	△ 3.9	2,335	△ 4.7	524	△ 6.8	11,730	△ 3.4	26,620	4.1
2018年 7月	3,542	△ 1.5	826	△ 0.7	197	△10.3	4,323	13.2	8,223	13.9
8月	3,422	3.5	819	1.6	134	△38.9	3,833	△ 7.6	8,634	12.6
9月	3,153	△13.7	819	△ 1.5	197	△18.1	4,029	△ 5.7	9,851	△ 7.0
10月	3,846	5.3	833	0.3	167	△ 8.3	4,080	0.1	7,762	4.5
11月	3,179	△ 8.0	842	△ 0.6	147	11.2	3,709	△ 8.8	7,744	0.8
12月	2,585	△ 0.6	784	2.1	169	57.7	3,858	14.1	8,705	0.9
2019年 1月	1,466	3.9	671	1.1	94	42.9	3,622	1.8	6,694	△ 2.9
2月	1,561	13.7	720	4.2	93	65.7	3,472	△11.8	7,521	△ 5.5
3月	2,443	△13.2	766	10.0	108	4.0	2,966	△18.6	13,653	△ 0.7
4月	3,311	△16.5	794	△ 5.7	225	11.5	3,940	△ 4.2	8,906	2.5
5月	2,979	△ 9.2	726	△ 8.7	133	△35.3	3,633	△ 5.1	7,623	△ 3.7
6月	3,865	16.5	815	0.3	166	7.4	4,157	△ 1.1	10,091	12.5
7月	3,443	△ 2.8	792	△ 4.1	274	39.0	4,416	2.2	8,251	0.3
資料	国土交通省				国土交通省				内閣府	

■「r」は修正値。

■船舶・電力を除く民需(原系列)。

主要経済指標 (4)

年月	公共工事請負金額				有効求人倍率 (常用)		新規求人数 (常用)				完全失業率	
	北海道		全国		北海道	全国	北海道		全国		北海道	全国
	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	倍原数値		人	前年同月比(%)	人	前年同月比(%)	%	原数値
2015年度	770,811	△11.9	139,678	△ 3.8	0.96	1.11	31,181	4.2	769,387	4.1	3.5	3.3
2016年度	877,653	13.9	145,395	4.1	1.04	1.25	31,966	2.5	811,190	5.4	3.6	3.0
2017年度	883,110	0.6	139,081	△ 4.3	1.11	1.38	32,434	1.5	853,671	5.2	3.2	2.7
2018年度	857,269	△ 2.9	140,680	1.1	1.17	1.46	32,969	1.6	866,055	1.5	2.9	2.4
2018年 4～6月	436,714	△ 0.6	48,973	1.5	1.08	1.35	33,286	2.9	859,778	4.1	3.0	2.5
7～9月	197,736	△11.2	35,947	△ 4.3	1.19	1.46	32,663	△ 0.4	853,587	0.5	2.8	2.5
10～12月	88,232	△ 2.1	29,352	3.6	1.22	1.53	31,518	2.4	849,807	1.1	2.8	2.4
2019年 1～3月	134,585	2.6	26,408	5.9	1.19	1.53	34,409	1.6	901,048	0.2	2.8	2.4
4～6月	468,085	7.2	51,012	4.2	1.14	1.37	33,636	1.1	845,931	△ 1.6	3.0	2.4
2018年 7月	88,509	△ 6.8	12,520	△ 2.9	1.16	1.42	34,464	6.6	855,510	4.3	↑	2.5
8月	66,778	△ 6.9	11,241	△ 2.2	1.18	1.46	32,371	1.1	872,710	3.6	2.8	2.5
9月	42,448	△24.1	12,186	△ 7.6	1.22	1.48	31,153	△ 8.6	832,541	△ 5.8	↓	2.4
10月	45,937	△ 5.8	12,823	9.5	1.21	1.49	36,746	6.7	944,433	5.0	↑	2.4
11月	26,801	5.5	8,189	△ 5.2	1.23	1.52	31,292	4.4	851,189	3.1	2.8	2.4
12月	15,493	△ 2.9	8,340	4.6	1.22	1.57	26,516	△ 4.7	753,800	△ 5.3	↓	2.3
2019年 1月	9,227	△17.0	5,853	△ 4.1	1.20	1.56	34,564	1.7	933,648	3.2	↑	2.4
2月	15,086	△15.0	7,390	20.4	1.19	1.54	34,206	2.6	918,874	2.3	2.8	2.3
3月	110,271	7.8	13,165	3.7	1.19	1.50	34,458	0.6	850,621	△ 5.0	↓	2.5
4月	157,316	△ 1.3	22,329	2.5	1.12	1.38	35,963	3.4	868,833	0.2	↑	2.6
5月	171,851	10.9	14,204	10.5	1.13	1.35	32,651	△ 0.2	841,376	△ 1.8	3.0	2.4
6月	138,917	13.5	14,479	1.0	1.16	1.37	32,293	△ 0.2	827,585	△ 3.3	↓	2.3
7月	136,716	54.5	16,091	28.5	1.21	1.41	36,064	4.6	886,515	3.6	—	2.3
資料	北海道建設業信用保証(株)ほか2社				厚生労働省 北海道労働局		厚生労働省 北海道労働局				総務省	

■年度および四半期 ■年度及び四半期の数値は、月平均値。■年度の数値は四半期の平均値。の数値は月平均値。

年月	消費者物価指数 (生鮮食品除く総合)				企業倒産件数 (負債総額1,000万円以上)				円相場 (東京市場)	日経平均株価
	北海道		全国		北海道		全国			
	2015年=100	前年同月比(%)	2015年=100	前年同月比(%)	件	前年同月比(%)	件	前年同月比(%)	円/ドル	円(期)末
2015年度	99.8	△ 0.5	100.0	0.0	265	△ 8.9	8,684	△ 9.0	120.13	16,759
2016年度	99.6	△ 0.2	99.7	△ 0.2	279	5.3	8,381	△ 3.5	108.37	18,909
2017年度	100.9	1.3	100.4	0.7	263	△ 5.7	8,367	△ 0.2	110.80	21,454
2018年度	102.3	1.4	101.2	0.8	224	△14.8	8,111	△ 3.1	110.88	21,206
2018年 4～6月	102.0	1.6	101.0	0.8	62	△16.2	2,107	△ 3.7	109.05	22,305
7～9月	102.3	1.7	101.1	0.9	53	△10.2	2,017	△ 0.7	111.44	24,120
10～12月	102.8	1.6	101.5	0.9	51	△21.5	2,070	△ 1.7	112.87	20,015
2019年 1～3月	102.1	0.9	101.3	0.8	58	△10.8	1,917	△ 6.1	110.17	21,206
4～6月	102.7	0.7	101.7	0.8	64	3.2	2,074	△ 1.6	109.85	21,276
2018年 7月	102.2	1.9	100.9	0.8	18	△21.7	702	△ 1.7	111.37	22,554
8月	102.2	1.6	101.2	0.9	18	12.5	694	8.6	111.06	22,865
9月	102.5	1.8	101.3	1.0	17	△15.0	621	△ 8.5	111.89	24,120
10月	102.9	1.9	101.6	1.0	15	△25.0	730	△ 0.4	112.78	21,920
11月	103.0	1.8	101.6	0.9	18	△33.3	718	6.1	113.37	22,351
12月	102.6	1.1	101.4	0.7	18	0.0	622	△10.6	112.45	20,015
2019年 1月	102.0	1.0	101.2	0.8	16	△15.8	666	4.9	108.95	20,773
2月	102.1	0.9	101.3	0.7	16	△15.8	589	△ 4.5	110.36	21,385
3月	102.3	0.8	101.5	0.8	26	△ 3.7	662	△16.1	111.21	21,206
4月	102.8	1.0	101.8	0.9	16	0.0	645	△ 0.8	111.66	22,259
5月	102.8	0.8	101.8	0.8	23	△14.8	695	△ 9.4	109.83	20,601
6月	102.6	0.4	101.6	0.6	25	31.6	734	6.4	108.06	21,276
7月	102.6	0.4	101.5	0.6	15	△16.7	802	14.2	108.22	21,522
資料	総務省				(株)東京商工リサーチ				日本銀行	日本経済新聞社

■年度及び四半期の数値は、月平均値。

■円相場は対米ドル、インターバンク中心相場の月中平均値。

年月	通関実績							
	輸出				輸入			
	北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
2015年度	477,174	1.8	741,151	△ 0.7	r1,132,834	△16.1	r 752,204	△10.2
2016年度	375,813	△21.2	715,222	△ 3.5	r 982,708	△13.3	r 675,488	△10.2
2017年度	381,330	1.5	792,212	10.8	r1,253,665	27.6	r 768,105	13.7
2018年度	384,251	0.8	807,095	1.9	r1,432,340	14.3	r 823,041	7.2
2018年 4～6月	100,987	10.6	202,030	7.5	r 318,260	11.7	r 194,316	7.5
7～9月	99,409	4.3	201,526	2.9	r 346,740	25.3	r 207,039	12.4
10～12月	102,868	1.9	211,924	1.3	r 434,222	35.6	r 224,435	11.2
2019年 1～3月	80,988	△13.6	191,616	△ 3.9	r 333,118	△10.4	r 197,251	△ 2.0
4～6月	70,013	△30.7	190,801	△ 5.6	r 330,305	3.8	r 194,092	△ 0.1
2018年 7月	31,856	△ 1.2	67,479	3.9	r 101,441	10.5	r 69,753	14.6
8月	39,090	14.8	66,878	6.5	r 157,907	68.6	r 71,359	15.4
9月	28,463	△ 1.9	67,168	△ 1.4	r 87,391	△ 4.3	r 65,927	7.1
10月	35,224	12.1	72,435	8.2	r 115,851	22.4	r 76,997	20.0
11月	37,202	13.7	69,271	0.1	r 137,206	35.6	r 76,662	12.5
12月	30,442	△17.3	70,218	△ 3.9	r 181,165	45.7	r 70,775	1.9
2019年 1月	25,455	△10.9	55,747	△ 8.4	r 122,424	△ 7.7	r 69,924	△ 0.6
2月	27,320	△11.9	63,849	△ 1.2	r 114,205	△ 0.6	r 60,534	△ 6.5
3月	28,213	△17.4	72,020	△ 2.4	r 96,488	△22.2	r 66,793	1.2
4月	27,266	△34.0	66,589	△ 2.4	r 134,499	24.5	r 66,054	6.5
5月	18,316	△38.4	58,353	△ 7.8	r 115,974	△10.0	r 68,055	△ 1.4
6月	24,431	△18.3	65,858	△ 6.6	r 79,832	△ 1.8	r 59,983	△ 5.2
7月	38,456	20.7	66,434	△ 1.5	p 100,069	△ 1.4	p 68,941	△ 1.2
資料	財務省、函館税関							

■ 「P」は速報値、「r」は修正値。

年月	預貸金 (国内銀行)							
	預金				貸出			
	北海道		全国		北海道		全国	
	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
2015年度	151,545	1.5	7,015,109	4.1	97,152	2.5	4,645,939	2.8
2016年度	156,592	3.3	7,452,958	6.2	99,382	2.3	4,785,472	3.0
2017年度	161,334	3.0	7,751,586	4.0	102,218	2.9	4,898,301	2.4
2018年度	165,145	2.4	7,889,976	1.8	104,236	2.0	5,038,046	2.9
2018年 4～6月	161,806	3.3	7,794,759	4.2	101,975	3.1	4,913,089	3.0
7～9月	160,640	2.4	7,737,200	2.9	101,873	1.4	4,955,308	3.0
10～12月	162,983	2.2	7,754,228	2.0	103,558	1.3	5,002,177	2.9
2019年 1～3月	165,145	2.4	7,889,976	1.8	104,236	2.0	5,038,046	2.9
4～6月	165,403	2.2	7,877,394	1.1	104,294	2.3	5,027,719	2.3
2018年 7月	159,387	2.6	7,728,602	2.7	102,100	2.5	4,910,592	2.9
8月	160,311	1.5	7,713,151	2.4	102,492	2.6	4,910,999	3.0
9月	160,640	2.4	7,737,200	2.9	101,873	1.4	4,955,308	3.0
10月	159,845	2.0	7,727,915	1.8	102,451	1.8	4,932,542	2.9
11月	161,523	2.6	7,767,885	1.7	102,877	1.5	4,960,591	3.1
12月	162,983	2.2	7,754,228	2.0	103,558	1.3	5,002,177	2.9
2019年 1月	161,124	2.5	7,745,369	1.6	103,159	1.1	4,975,171	2.6
2月	161,542	2.3	7,732,406	1.3	103,586	1.0	4,975,177	2.7
3月	165,145	2.4	7,889,976	1.8	104,236	2.0	5,038,046	2.9
4月	165,664	3.1	7,920,387	1.1	103,434	2.0	5,037,027	3.0
5月	165,024	2.9	7,911,816	0.9	104,011	2.8	5,009,498	2.7
6月	165,403	2.2	7,877,394	1.1	104,294	2.3	5,027,719	2.3
7月	163,784	2.8	7,874,930	1.9	104,556	2.4	5,019,997	2.2
資料	日本銀行							



ほくよう調査レポート 2019.10月号(No.279)
令和元年(2019年)9月発行
発行 株式会社 北洋銀行
企画・制作 株式会社 北海道二十一世紀総合研究所 調査部
電話 (011)231-8681

<本誌は、情報の提供のみを目的としています。投資などの最終判断は、ご自身でなされるようお願いいたします。>